

「三条教則」關係資料（十五）

本号は

- 『説教格言』 亀卦川政隆 (明治七年六月)
  - 『教憲略義』 穂積耕雲 (明治七年七月)
  - 『三条要論』 鴻 春倪 (明治七年八月)
  - 『説教三則百談』 上下 小池貞景 (明治七年十月)
- の四点を収める。

『説教格言』 亀卦川政隆 (明治七年六月)

本書は一冊、版本、和装袋糸綴である。表紙題簽に「説教格言」とあり、表紙見返しに「亀卦川政隆著 説教格言 官許 慶元堂発兌」とあり、巻頭に東都日枝神社の祠官多田孝泉による序文のような「説教格言端書」(二丁)があり、次いで著者による「説教格言凡例」(二丁)を掲げたあと、本文十五丁が続く。巻末には東京をはじめ、各地の書林広告(須原屋茂兵衛以下六十四軒)が一丁あり、末尾に「明治七戌年六月 官許 東京書林 下谷南稻荷町和泉屋庄次郎」とあって、全十八丁より成る。

また、本書の内容体裁は、和歌篇、敬神篇、愛国篇、人道篇、奉戴篇、朝旨遵守篇の六項目より成る問答形式であって、最初に和歌篇を置いて和歌を通して三条教則の真意に迫ろうとするところが、本書の特徴的なこととして挙げる事ができる。

なお、翻刻掲載については、國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。

『教憲略義』 穂積耕雲 (明治七年七月)

本書は一冊、刊本、袋板糸綴である。表紙中央部に「教憲略義」とあり、その右横部に「官許」の押印が見られる。次いで本文が七丁続き、本文末に「明治七年七月 氷川神社少宮司兼大講義穂積耕雲謹識」とある全七丁より成る小冊子である。

著述者の穂積耕雲は、本文末より明治初年頃は武蔵国氷川神社の少宮司で、教導職大講義であったことがわかる。また、穂積は本書のほかに、後年にいたって教育勅語の解釈書である勅語衍義書群の一つ『勅語正解』(刊本一冊、

洋装 仮綴 明治二十五年四月十九日出版 著書相続人兼発行人穂積サキ) なる小冊子を刊行している(本書は、日本大学精神文化研究所・教育制度研究所発行『教育勅語関係資料』第十集 一八一頁―一九六頁に収録している。昭和五十七年一月三十日発行)。その自序によれば明治二十五年頃は正七位、安房神社宮司となっていたことが知られる。

なお、翻刻掲載については、國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。

『三条要論』 鴻 春倪 (明治七年八月)

本書は一冊、刊本、袋糸綴である。表紙題簽に「三条要論 完」とあり、表紙見返しに「中講義鴻春倪述 三条要論 明治七年八月稟准 明教社出版」とあり、巻頭に正六位田中頼庸による「三条要論序」(二丁)と、著者と懇意であったと思われる海南忘筌漁史なる人物の「三条要論序」(二丁)の二名の序文を掲げている。次いで本文七丁が続き、そのあと従五位本多正憲による跋文(二丁)があり、本書末尾に「書林 東京銀座街貳丁目東側明教社發兌」とある全十二丁より成る小冊子である。

著述者の鴻春倪は、明治七年頃は教導職中講義であり、短文ではあるが、僧侶の三条教則に関する説教について、本来未熟な神典を講説するから、かえって聞く人が混乱することになると、僧侶に対する注告、批判とも受けとれるような言で全体を纏めている点などが本書の特徴的なところである。

なお、本書は『明治仏教思想資料集成』第三卷(一一五頁―一一八頁、昭和五五年八月、同朋舎)で、すでに翻刻収録されているが、そこには翻字の間違ひも数ヶ所見受けられるので、今回の翻刻掲載については、あらためて國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本をもとにおこなった。

『説教三則百談』上下 小池貞景 (明治七年十月)

本書は上下二冊、版本、和装袋糸綴である。上巻(一冊目)は表紙題簽に「小池貞景 教説三則百談 初編 上」とあり、表紙見返しに「明治七年第十月新発兌 中講義小池貞景先生著 教説三則百談 京都書林 正宝堂 耕文樓」とあり、巻頭に明治七年一月田中満による題字「文畧言」(一丁)を掲げたあと、本文四十二丁が続き、計四十三より成る。下巻(第二冊目)も表紙題簽に「教説三則百談 初編 下」とあり、そのあと本文三十八丁が続く。巻末に「諸国弘通書肆」と題した東京北島茂兵衛以下、全国一一五の売捌き書林の広告(二丁)があり、末尾に「小池貞景先生著 葬祭一家例全一冊」と著者の著作広告を載せたあと、奥付部分に「官許 明治七年四月 同十月発兌 京都開版書肆 東洞院三条上ル村上勘兵衛 三条通御幸町角大谷仁兵衛 御幸町通御池下ル藤井孫兵衛 三条通寺町東入福井源次郎 寺町通四条上ル田中治兵衛 寺町通松原下ル松井栄助 寺町通三条上ル福井孝助」とあり、計四十丁より成っていて、本書は二冊合計八十三丁より成る冊子である。

著述者の小池貞景は、本文冒頭より明治七年当時、大原野神社権宮司で教導職の中講義であつた神官であつたことがわかる。

そして、本書の内容体裁は三条教則および関連する古事記や日本書紀のなかの一文を項目のようなかたちで掲げ、第一冊目は「巻一」と称して六項目に分ち、第二冊目を「巻二」と称して、同じく六項目に分ち、全十二の項目より成るものである。全体的にはわりに長文と云つてよいが、その表現体裁は実際の説教ばなしのありさまを思わせるような臨場感のある口語調によつて平易に、しかも例語や実歴談などを豊富に織りこんで読み易くしているところなどが、本書の特徴である。

なお、翻刻掲載については、國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依つた。

凡 例

凡例については、しを、ある、と読む以外は、前号にしたがった。

『説教格言』 亀卦川政隆 (明治七年六月)

説教格言端書

亀卦川ぬしものせられたる此書をひとわたりよみとりておもひけらく、まことにかく解き和らげてこそ鳥の跡ふみ見ぬしもさまのひとくさにも大神をみやまふより朝旨を守るべきことわざなむよくえらるれ。さればせみの小川にすめる月読男の如く此書をたづねてよみねかして諸人に告るものは鳥がなく東の日枝の山法師多田孝泉にざりける。

明治七年の水無月  
はつか余りなぬか

説教格言凡例

一 説教ハ人心ヲ感動シ、風俗ヲ転化セシムルヲ至要トスレハ、自ラ私心ヲ去リ、天理ニ順ヒ、威儀ヲ整ヒ、言語ヲ発スベシ。必ス名聞ヲ好ミ、博學ヲ頭ハサン

コトヲ欲スルコト勿レ。

一 三条ハ言約ニ、旨博ケレハ、其ノ大意ヲ得テ、深切ニ演説スベシ。必ス正講ケ間敷スベカラズ。

一 演説ノ体ハ言辭ヲ柔和ニ用ヒ、聴者ノ耳底ニ徹シ、勸善ノ心ヲ発セシムルコト専務ナリ。

一 初學ニ見ヤスキ為メ、問答ニ付シテ記載ス、覽者對酌セラレテ説教スベシ。

明治七年五月

亀卦川政隆謹識

説教格言

亀卦川政隆謹述

和歌篇

問、石川やせみの小川の清ければ月も流を尋てそすむ、  
ト云ノ歌ハ、誰レ人ノ詠ニテ如何ナル意ソヤ。

答、此ノ歌ハ鴨長明ノ詠歌ニテ、新古今集ニノセタリ。其ノ歌ノ意ノ大略ヲ申サハ、濁リ水ノ中ニハ月影ハヤドラネド、スミシ清キ水ノアラル、所ニハヤドリ住ムトノ心ナラン。今マ其ノ歌ノ意ヲウツラシテ人々ニ諭シ申サハ、月影ハ即チ神ヤ仏ヲ申スナリ。清キ流レハ我々ノ心

ニ取りテ見可シ。去レハ、心ヲ清ク持ツ人ハ神ヤ仏モ其ノ人ノ心ノ中ニ住ミ玉ヘテ、常々冥助シ玉フモ、濁レル人ノ心ニハヤドリ玉ハザレハ、必ス邪心ヲ持ツ可ラス。

其ノ邪心一ナラスト雖モ、最第一ノ邪心ト申スハ、神仏ニ不敬シ、天子ヲ輕蔑致シ、父母ニ不孝ヲ致ス、是ヨリ最上ナルハナシ。此ノ最第一ノ邪心ヲ起セル人ハ忽チニ神罰ヲ蒙ラサルハ無シ。既ニ遠クハ承平天慶ノ頃、將門純友等カ叛逆、近クハ由井丸橋等ノ姦謀、終ニ誅ヲ加ヘラル、カ如シ。去レハ、人タル者上之天理ニ順シ、心ヲ正直ニ致シ、下モ人事ヲ尽シテ国家ヲ維持致スベシ。爾ルニ世間ハ兔角麀リ芥ノ世界ナレハ、見ルニ付ケ、聞クニ付テ心ノ水ハ濁リ易ク、身ノ舟ハ沈ミ勝チナルモノナレハ、心ノ水ヲ清マシ、其レニ亦タ工夫シテ身ノ舟ヲ浮カバス様ニ心掛クベシ。既ニ周茂叔カ愛蓮ノ説ニ、蓮之出ニ淤泥一而不レ染蓮ヲ賞メラレケル如ク、人モ世ノ中ノ塵リニケガレヌ間敷、又水上ニ浮ヒテ世ヲ渡ルコト專務ナルベシ。余此レニ就テ自詠ノアリケレハ、憚レトモ初学ノ為ニ左ニ記サン。

水さひ江の濁にしまぬ蓮葉のきよき心を心ともかな、舟

のこと心の水の深き海にやすく浮ひて世をわたらなむ、

此ハ鄙界ノ歌ナレト、無学ノ人ニ諭スニアレハ、其心ヲクミ取りテ、兔角心ヲ清ク持チ沈ヅマヌ様ニナサルベシ。古歌ニ、明日アリト思フ心ノアダ桜夜ルハ嵐ノ吹カヌモノカハ、ト詠メル如ク、実ニ人間ハハカナキ身ニテ、明日ノ日モ斗カラレザレバ、一ト時モ急テ善ヲ行ヒ、泉下ノ土産ヲコシラヘ置クコト至要ナリ。既ニ朝聞夕死ノ言アレハ存生デ有ル内チ、道ヲ聞キ、善ヲ勤メ、往生際ニ本心ヲ失ハヌ様ニ精々心ヲ付ケラルベシ。ソハ平常、心ノ水ヲ清メ、神仏ノ月影ヲヤドシ置カザレハ命終際ニアハテルトモ、決シテ間ニ合ザレハ、常々勸善ノ心ヲ懷カルベキナリ。

同

問、おく山に紅葉ふみ分なく鹿の声きく時そ秋はかなしき、ト云ノ詠歌ノ意ハ如何。

答フ、此ノ歌ハ百人一首ニノセタル通り、猿丸太夫ノ歌ニテ、皆十人ノ知りタル歌ナリ。或人ノ説ニ、此ノ歌ハ深草ニ住ミケルトキニ詠メリ。故ニ深草ニ、今ニ奥山ト



云処アリト申セリ。サテ歌ノ意ヲ、世ノ中ノ有リ様ニウ

ツラシテ諭シ申サハ、多クノ人々、此ノ呉竹ノ世ノ中ニ  
浮世ノ歡樂ヲ紅葉ノ錦ノ如ク思ハレテ、歌舞琴絃ノ声ヲ  
聞キ□テ樂キ音ト思ハル、ハ常ノ習ハシナレド、既ニ歡  
樂極リテ哀情多シト申スガ如ク、吉原ノ遊ビモ其ノ夕ニ  
ハ面白ク思ヒドモ、其次ノ日ノ勘定ノ時ニハ哀情ノ起ル  
コト、十人ニ九人迄ハ左モ有ン。其ノ勘定ノコトヲタノ  
中ニ思ヒナバ、坐中ノ芸者ノ振袖モ錦トモ見エマジク、  
鼓絃ノ音モ悲歎ノ声ニ響クラン。去レバ、我カ家内ニテ  
弾ク三絃ヨリ吉原茶屋ノ絃歌コソ其ノ哀シサハ増ルラン。  
浮世ノ樂ト申スハ、皆ナ此ノ如クニテ、常住不變ノ樂ミ  
ト申スハ無クシテ無常ノコトトモナリ。既ニ阿房宮ノ如  
キモ、楚人ノ一炬ニ哀ム可シ。焦土トナリヌレハ、何レ  
カ秋ニアハデハツヘキ。今日紅顔ノ美少年ト愛セラレシ  
モ、光陰矢ノ如クニテ、忽チ白髮ノ老翁トナルモノナレ  
ハ、免角全盛ノ中ニ善根ヲ積ンテ、タラレヌサキノ杖ヲ  
ツカレ、夜見路ノ兵糧六道銭ノ小遣ヲ貯ヘ、往生際ニ秋  
ノ悲ミニ会ハヌ様、心ヲ掛ケラル可キナリ。

### 敬神篇

問、敬神ノ所以ハ如何。

答、敬神トハ、凡テ神祇ヲ誠敬スルノ義ナリ。即チ心ノ  
底ヨリ実ニ神ヲ敬フナリ。只タ形チ容タノミ威儀ヲ莊ル  
ノミニ非ズ。心底ノ敬神自然ト外ニ顯ハル、ヲ以テ敬神  
ノ至極ト云ベシ。今日ノ人等ハ大概神前ヲ通ル時ノミ手  
ヲ合セ、頭ヲ下ケ、其ノ場ヲ通り過ルト直ニ誠心ヲ失ヒ、  
尊敬ヲ忘ル、実ニ愚ノ至リト云フベシ。夫レ神徳一ナラ  
スト雖、古事記ノ最初ニノ七奉ル天御中主、高皇產靈、  
神皇產靈ノ三神ハ造化ノ首神ニシテ三才ヲ主宰シ、諾再  
ノ二尊ハ群品ノ祖神ニシテ万物ヲ化生シ玉フ。中ン就ク、  
天照大神ハ天下ノ君徳ヲ備ヒ、天神ノ大御議ヲ以テ六合  
ノ主ニ立チ、万神ノ御徳ヲ統御シテ徳沢最モ群神ノ上ニ  
超過シ玉フ。既ニ日輪ノ光明普ク天地間ヲ照臨ス。大神  
ノ恩徳仰クヘク尊ムヘシ。其ノ余ノ神祇モ各分掌シ玉フ  
所アリテ、我々ノ身ハ勿論、鳥獸草木ニ至ル迄、日夜此  
ノ恩頼ヲ蒙ラザルハ無シ。且ク飽食スルガ如キハ大氣都  
毘売ノ余徳、煖衣スルガ如キハ天衣織女ノ神恩、水火ハ  
即チ迦具土神ト弥都波能売神トノ恩沢ニ非ルコトナシ。

神恩豈二報セザルベケンヤ。爾ルニ、神慮ハ固ヨリ公然ニシテ、明鑑ノ無念ニシテ能ク影像ヲ写スガ如ク、私ヲ離レ玉フ神明ナレハ、私情ヲ去リ、誠心ヲ以テ崇奉敬事スルヲ敬神ノ大要トス。

### 愛国篇

問、愛国ノ体ハ如何。

答、愛国トハ、国土ヲ公愛スルノ義ナリ。夫レ四海拳テ天神ノ造化ニ非ル無ケレハ、自他彼此ノ論無シト雖モ葦原中国ハ天神天祖降臨ノ地ニシテ、即チ極ヲ立テ、統ヲ垂レ玉フノ皇国ナレハ、最大無上ニシテ、実ニ万邦ニ比類ナキ尊キ国ニテコソアレハ、昔シ支那人等モ、我カ皇国ヲ君子国トモ崇メ、蓬萊国トモ称セリ。即チ仏教東流シ、漢籙渡來セルモ、畢竟我カ皇国ヲ慕ヒシヨリ伝ハリケルナリ。今トテモ洋人等ガ寄留スルモ、心ノ大根ニ我国ヲ恋ケル故ナリ。既ニ他国ノ人デスラ愛慕スル程ノ尊キ国ナレハ、況シテ我国ノ人ニシテ重愛セザルヲ得ンヤ。誰レトテモ其ノ本ヲ薄シ、其ノ末ヲ厚スル者ハアラザレハ、各其ノ本国ヲ重愛スルハ人情ノ自然、亦タ道理ノ当

然ニ□シテ、親疏輕重自ラ次第分スルノ所以ナリ。人ノ家ヲ先ニシ、己カ身ヲ後ニスルガ如キ、豈ニ修身齊家ノ法ナランヤ。請フ、先ヅ自国ヲ重愛センコトヲ。蓋シ愛国ノ至要ハ皇国ノ威光ヲ万邦ニ輝張セシムルヲ專一トスベシ。ソシテ愛国ト云ハ他ナシ、即チ忠誠、以テ君ニ奉スルハ臣ノ愛国ナリ。農商ハ分ヲ守テ以テ業ヲ励ムニ有リ。サレハ上下貴賤共ニ同心戮力シテ、各々方嚮ヲ確定スルヲ以テ愛国ノ所以ント意得テ、各々自分ノ精業ヲ肝要トスベシ。其レガ即チ愛国ト云者ナリ。何ニモ国ヲナデチラカスガ国ヲ愛スト云ニハ非ス。能々耳ニ聞取り、心ノ底ニ入テ朝夕心ヲ掛クルガ大事ナリ。

### 天理篇

問フ、天理トハ如何。

答、天理トハ、至誠公然ノ理ニシテ、而モ造化ノ樞紐、品彙ノ根柢ナレハ、物トシテ此ノ理ニ元ト付カザルハ無ク、人トシテ此ノ理ヲ稟ケサルハ無シ。故ニ人ニ本善ノ性ヲ具セサルハ無ク、物ニ当行ノ道ヲ踏マサルハ無シ。而カシテ、此ノ理空シク、光陰ヲ過サス、日々夜々流行

シテ、普ク宇内ノ万物ヲ化育ス。即チ暑ノ往キ寒ノ来リ、  
昼ハ旱サレ、夜ルハ濕サル。皆ナ是レ天理ノ妙用ト知ラ  
ハ、其ノ理ノ公然ニシテ、私無キコトモ自ラ明ム可キ而  
已。凡テ人タル者ハ、此ノ自在ノ天理ヲ稟ケ得テ、五体  
モ最モ万物ノ靈タレハ、豈ニ徒ニ素飡シ、私欲ヲ貪ル可  
ンヤ。糞土ダモ五穀ヲ養育スルノ能アリ。況シテ人トシ  
テ無能ナル者ヲヤ。加<sup>シホクミナナス</sup>之、己カ五尺ノ身中ニ備フル、  
至テ手近ノ清明ノ天理ヲ知ラザルモノハ、諺ニ謂ユル灯  
台本ト暗ニシテ、恥ツ可ノ至リナリ。夫レ羞惡ノ心無キ  
ハ人ニ非レハ、恥ヲ心ニ止メテ朝夕切磋琢磨シテ、己カ  
心ノ固ヨリ明カナルコトヲ明ラメ、至善ニ止リテ動かヌ  
様ニスルガ即チ天理ヲ明ラカニスルト云ノ所以ニシテ、  
此レカ眞実ノ學問ト云者ナリ。故ニ孔子モ學ハズト云ト  
モ、我レハ此レヲ學ヒタリト云ハント稱セリ<sup>今時ノ學サレ  
者云々</sup>ハ、読書ヲスルニモ付ケ、農商ヲスルニモ付ケ、凡テ一  
切万事天理ヲ明ニセザレハ成ラザル者ナリ。

### 人道篇

問、人道トハ如何。

答、人道トハ、人倫当行ノ道ナリ。夫レ道ハ須臾モ離ル  
可ラス。離ルヘキハ道ニ非レハ、今日ノ見聞覚知ニ付テ、  
能ク事物ノ是非ヲ知リテ、能ク事物ニ於テ少カモ過不及  
ナク、成ルタケ其時宜ヲ裁制シ、能ク親疏上下ノ分位ヲ  
剖判シ、我慢ノ出テシ時ハ尅己復礼ト申シテ、己レカ固  
ヨリ受ケ得タル清明ノ本心ニ立チ還リ、能々礼ト義トヲ  
思案シテ正シキ本心ヲ以テ先ニ発リシ我慢心ノ頭ヲ扣キ、  
伏テ正理ヲ全シ、平常何ニ事ニ付テモ心ヲ掛ケテ自ラ善  
道ヲ行ヒ、亦タ人ニモ勸メテ善ヲ行ハシメ、己レガ欲セ  
ザル所ハ一ツニテモ人ニ施サヌ様、己レカ好ム事ハ人モ  
好メハ、自分ノ力ノ及迄ハ、人ニモ施シ及ヌ様、朝夕堅  
固ニ其志シヲ守リ、夢々邪路工馳セサル様本道ヲ失ハヌ  
様ニ心ヲ掛ケテ世間ヲ渡リ行ク。故ニ、人ノ道トハ申シ  
名クルナリ。行ク可キ道ヲ行カサル者ハ形体ハ人間ナレ  
トモ、内心ノ行ク道異ナレハ、矢張り鳥獸ト同シト思フ  
可シ。如此人モ自ラ悔テ、忽チ志ヲ改ムレハ、志ノ大根<sup>オネ</sup>  
ニ固リ、結構ナル清明ノ天理ヲ備ヒ得レハ、何ツニテモ  
眞ノ人トモ成レルナリ。其上ニモ善ヲ行テ功德ヲ積メハ、  
生キナガラモ大徳ノ人トモ仰カレ、死シテモ昔ノ天満宮

ノ如ク、或ハ東照宮ノ如ク、神様トモ尊崇サレル様ニモ随分ナレルモノ也。サレハ、人道ヲ行ハズニハ居ラレヌ者ナルコト明ラカナラズヤ。抑モ人道ノ法則ト申ハ、別ニ六ツケ敷モノニモ非ス。即チ君ヲ君ト崇メ、臣ヲ臣ト使ヒ、親ヲ親ト尊ヒ、子ヲ子ト育テ、夫ヲ夫ト慕ヒ、婦ヲ婦ト愛シ、兄ヲ兄ト立テ、弟ヲ弟ト誘ヒ、長ヲ長ト重シ、幼ヲ幼ト安シ、朋友ト交ハル寸ハ互ニ信実ヲ篤シ、愛念撫育スルヲ彝倫トハ申シテ、即チ人道ノ要領綱則ナレハ、サマデ骨ノ折レル事柄ニアラサレハ、ヒスタラニ其ノ法則ニハヅレヌマデト心掛ケ、今日己レカ各々ノ職業ヲ励ミテ余念ナク、怠慢セズシテ何事ニ付テモ不足ノ志ヲ発サス、謙遜辭讓シテ天ノ命スル所ヲ待ツヲ人道トハ申ス也。

### 奉戴篇

問、皇上奉戴ノ模様ハ如何。

答、皇上奉戴トハ、皇孫タル上帝ヲ尊崇奉事スルノ義ナリ。夫レ普天ノ下王土ニ非ルコト無ク、率土ノ濱、王臣ニ非ルコト無ケレハ、日本國中皆ナ是レ天皇ノ土地、億

兆万民皆ナ悉ク天皇ノ臣下ナリ。凡テ臣タル者君ヲ尊重スルハ人倫通途ノ大道ニシテ、漢籍ニモ君々タラスト雖、臣々タラズンバアル可ズト云ヘリ。且ク今日食スル所ノ穀物其（食カ）ル所ノ綿帛、其居ル所ノ屋宅、悉ク天皇ノ土地ニ依テ生産スルニ非ル物ナシ。何カナル富貴ノ人トテモ、此ハ宝ダゾ、金銀ダゾト其ノ位ヅケノ極メガ下タラザレバ、金銀モ遂ニ瓦礫ニ齊シク、諸人モカネ持ト貴マザレハ、長者モ長者タルコト能ハス。亦タ貧窮人等モ手間賃ナトヲ取り度思モ、通用金ノ御定メ無ケレハ、其日ノ給価ノモライ様モ無ケレハ、互ニ難渋ダラケニテ、商賈ノ道ナドハ忽チニ絶テ日々ニ不自由ガチナラン。然ルニ天皇中都ニ御坐テ天津日嗣ヲ知ロシ食シ、万物ヲ主宰シテ物每一々制産ノ法則ヲ政府ニ建テサセラレ、民ヲシテ便利ヲ得セシメ、朝暮不自由ナカラシム。其ノ御配慮ト云ヒ、其ノ御手数数ト云ヒ、恐惶尊敬奉ラズンバ有ル可カラス。況シテ賞罰ヲ明ニシテ善ヲ勤ムル者ニハ日夜衣食ニ乏シカラシメズ、今日我々職業ヲ励ムハ、即チ善ヲ勤ムト云モノナリ。衣食小遣ニ不自由ナキハ天子坐シテ世ヲ治メ玉フカ故ナリ。若シ治メ玉フノ天子無ケレハ、

何カニ職業ヲ励ミ、手間賃ヲ取ルトモ、又タ百姓ヲ致シテ穀物ヲ得ルトモ、盜賊共カ来リテ奪フコト必定ナレハ、励ミテモ々々食フ物ヲ食ハレズ、小遣モ持ツコトハナルマジ。サレハ、一日モ天子ナケレハ災ノ其身ニ及フコト必然タリ。爾ルニ如此惡人アレハ刑法ノ道ヲ以テ其ノ人々ヲ懲シメ、其ノ人々ヲ罰シテ少カモ籠暴ノ振舞ヲ致サシメズ、能ク人民ヲ安シ給フ天子ナレハ、能々勸考シテ心ノ底ヨリ敬へ尊ヒ事ヒ奉ル様、心ヲ掛ク可キナリ。殊ニ我国ノ天子ハ天照皇大神ノ御正胤ニ坐シテ、神代ノ昔シ、皇孫瓊々杵ノ尊神ノ勅命ヲ奉シテ日向ノ国高千穂ノ峯ト云処へ降り玉へテ、此ノ大日本国ヲ君臨シ給ヒシヨリ以降、当今ニ至迄、一百數十代皇統連綿シテ変ルコトモ無ク、動クコトモ無ク、天津日嗣ヲ知食玉フ。即チ天神天祖ノ神慮ニカナヘ玉テ降誕シ玉フ天子ナレハ、固ヨリ帝位ノ御徳ヲ備ヒ玉フノ国王ニシテ、外国抔ノ匹夫ヨリ成リ上リノ国王抔トハ雲泥ノ違ニテ、同日ノ論ニハ非ズ。今マ五大州トテモ各々天子ハ在レトモ、我カ皇國ノ天子ハ実ニ神様ノ御胤ニ坐セハ、万国ニ抜ンデタルコト思テ知ル可キナリ。彼レヲ思ヒ、此レヲ思ヒハ、弥以

尊敬奉事セズンハ有ル可カラス。誰レトテモ神様ノ尊コト、天子ノ貴コトハ固ヨリ知り得レトモ、折々其ノ警戒ヲ耳ニ聞カサレハ、終ニ妄レル者ナリ。比類シテ見セレハ、我カ父母ノ尊キコトハ誰モ固ヨリ知レトモ、自分鑑ト云者ガ強キ者故ニ、アマリ可愛ガレハ増長シテ親ノ尊キコトヲ忘レ、又タ訶責スレハ恨ミヲ生シテ、亦タ尊キコトヲ忘ル、ハ常ナルモノナリ。其レ故ニ、折り節、天子ノ尊コト、親ノ貴キコトヲ聞クハ、我カ身ノ大妙業ナリト思フ可シ。夫レ忠言ハ免角耳ニ逆フモノ、良薬ハ飲ミ味テ苦味モノナレトモ、何レモ用ユレハ身ヲ全スル者ナリ。親トシテ我カ子ヲ惡ム者ハ非レハ、何ニ事モ皆ナ可愛サノ余リヨリ起ルナリ。夢々不足恨ミノ念ヲ起サス、親ヲ尊敬ス可キ者ナリ。天子モ民ノ父母ニ坐セハ、何ニ事モ民ヲ安シタキ叡慮ヨリナサル、コトナレハ、何ニ毎ニ付テモ不足ノ思ヒヲ出サズ、一日モ尊キコトヲ忘ル可ラサルナリ。夫レ鳩ニ三枝ノ礼アリ云々、人トシテ皇恩ヲ報セサル可シヤ。

問、朝旨遵守ノ意ハ如何。

答、朝旨遵守トハ、凡テ政令ニ戻ラサル様、遵奉堅守セシムルノ義ナリ。夫レ四海ヲ以テ家トシ、兆民ヲ以テ子トスルハ王者ノ常ナレハ、固ヨリ万民ヲ赤子ノ如ク思召サル、コトハ申ス迄モ無ク、御政体一々仁慈ニ原カセ玉御所置ジヤ。只々方今ノ人民二百余歳ノ太平ノ浮キ世ニ生レシ故、是レ迄遊興ニフケリ、懦弱ニ陥リ、士農工商共ニ衰ヒ、神官僧侶モ悪弊ニ流レ、其ノ本道ヲ失ヒ、今方ニ皇國ノ衰微ニ至ラントスルノ折柄、率爾ニ改政アラセラルレハ、民情ノ私意ニ反スルノ御布告有ル様ニ思ハル、者有ルカハナレトモ、其ノ御趣意固ヨリ天理ノ当然ニシテ、赤子ヲ撫育スルノ法則ナレハ、一モ背戻ス可ラサル者ナリ。即チ学校ノ設ハ人才ヲ充ルノ方法、開拓産業ハ富國ノ制則、徵兵ノ撰拳ハ強兵ノ大備（二）シテ一モ忽セニス可サルノ綱領ナリ。爾ルニ、其ノ本乱テ未治ル者ハ非レハ、先ツ其ノ基本ヲ堅固ニシ給ハントノ配慮ニ有ラセ被レハ、畢竟淺サカラサル叡慮ニ在シテ、国家永久万民安堵ヲ期シ玉フノ詔旨ニ非ルハ無シ。凡テ政ノ改マル寸ハ、仮令ヒ善政ニ成リテモ、其ノ当坐ノ内ハ、

人心ノ免角動クコトハ必定ナルコト、昔シヨリ其ノ例シ有ルコト漢籍ニモ示セリ。其ノ所以ト云ヘハ、今迄ノ弊習カ染着テ居ル所ヲ、忽ニ洗濯スル故ニ是非共動ク筈ノ者ナリ。譬ヘハ藥ノ瞑眩シ、灸ノ動スルカ如シ。後トニテハ、身ハ善クナレトモ、藥ノ吞立テ、灸ノスエ立テニハ甚タ苦キ者ナリ。此レヲ以テ能々勸考シ、方今御改政ノ朝旨ノ趣モ其ノ源ト、至大ノ仁慈ナリト、厚ク感拝奉リ、聊モ孤疑ノ心ヲ起サス、ヒタスラ遵奉堅守致ス可ナリ。世ニ大鵬ト云鳥アリ。雀ナンゾノ其ノ鳥ノ服心ハ知ルコトガナラヌト同ク、下民我々ノ心ヲ以テ天下ノ大政ハ推シ量ルコトハナラヌ者ナル故ニ、御布告ノ旨趣、己カ心ニ符合セズトモ、御恩沢ヲ顧ミテ、己カ私ヲ退ケテ命令ヲ信シテ違背ス可ラス。

說教格言終

敬神愛國ノ旨ヲ体スヘキ事

敬トハ、ウヤマフト訓シテ主一無適ノ謂ヒナリ。主一無適トハ、心ヲ専ラニシテ、他ニヤルコトナキヲ云。俗ニ所謂一心不乱ト云義ナリ。神トハ広ク天津神、国津神、八百万神等ヲ指ス。言ハ何レノ神ニテモ我心ノ誠ヲ致シテ、只管スラニ仕奉レト云意ナリ。別テモ天御中主神、高御産靈神、神御産靈神等ハ日月星宿及ヒ斯天地ヲ鎔造シタマヒ、伊弉那岐神、伊弉那美神ハ斯国土ヲ修理固成シ給ヒ、天照大御神ハ天上ニマシムテ体ヲ天日ニ同シクシ、光華明彩六合ニ照徹ス。実ニ大全世界日月星宿及斯地獄ヲ含セテ之ヲ大全世界ト云ノ大主宰ニシテ、万物大成悉ク大御神ノ煦育ノ鴻恩ニ由ラサルモノナシ。况ンヤ又大御神、高御産靈神ト大議ヲ決シテ皇孫瓊々杵尊ヲ豊葦原ノ中ツ国ニ降シテ一天万乗ノ君ト定メタマヒシ此時、五部神三十二神玉体ニ配侍シテ日向ノ国高千穂ノ峰ニ降リタマフ。於是乎強ナス神等悉ク皆跡ヲ暗マシ、中ツ国平定ス。当時佐命ノ群神、皆祀典ニ列セラル。而シテ其次々ニ生レマセル土産ノ神

等、亦各々其土地ヲ分治メ、天下ニ大功アリ。而シテ吾曹ノ如キ今日ニ生ル、皆其余沢ヲ蒙ラサルナケレハ、則チ天津神、国津神、八百万神ノ神徳ヲ崇敬シ、日夜不怠報本反始ノ勞、豈其尽サザルヘケンヤ。

愛國、愛トハ愛念ト続キテイツクシミ念フト訓意ス。言ハ国ヲ大切ニ念フテ、始終心ニ忘レヌヲ云。古語ニ云ク、茲ヲ念フモ茲ニアリト云フノ意ナリ。夫レ国ヲ愛スルコト固ヨリ多端、一二ヲ以テ論スヘキニアラス。然レトモ請、其大略ヲ言ン。抑皇国ハ神孫降臨始テ邦域ヲ闢キ然リシヨリ、爾來皇統連綿トシテ不絶延テ今上皇帝ニ至ル。而シテ吾曹衆庶モ亦是神孫ノ末裔ニシテ、同ク天子ノ民ナリ。父母ノ子ナリ。苟モ天子ノ民トナリ、父母ノ子トナリテ、誰レカ其国ヲ愛スルノ念ナカラシヤ。誰レカ其国ニ報ユルノ心ナカラシヤ。故ニ曰、誠心報国ト噫。其レ誠心国ニ報ユルハ、則愛國ノ本ナリ。故ニ天皇ハ天ニ代ルノ職掌ナレハ、則上神祇ヲ崇敬シ、下万方ヲ統御シ、以テ天下ニ報ヒ給フ。是レ乃天皇ノ愛國ナリ。百官有司ハ各々其私心ヲ拔除シ、無ニ誠心ヲ致シ、以テ神明ニ誓ヒ、国ノ為ニ利ヲ興シ害ヲ除キ、以テ国ニ報ユル、是

レ乃百官有司ノ愛國ナリ。農ハ稼穡ヲ務メ、商ハ有無ヲ通シ、工ハ器用ヲ利シ、各々其職ヲ尽シテ、以テ神明ニ誓ヒ、真心ヲ以テ国ニ報ユ。是レ乃農工商ノ愛國ナリ。而シテ吾曹ノ教導職タルモノハ、天皇ノ御旨意ヲシテ偏ク天下ノ民ニ諭シ、是ヲ以テ国ニ報クユ。是乃吾曹ノ愛國ナリ。故ニ曰ク、敬神愛國ノ旨ヲ体スヘシト。旨ハ旨趣ナリ。体ハ体認ノ義ナリ。言ハ教導職タルモノ、敬神愛國ノ旨趣ヲ身ニ体シ、心ニ認メ、造次顛沛ニモ必ス之ヲ忘ルヘカラスト云意ナリ。

#### 天理人道ヲ明ニスヘキ事

天理ハ即是天神自然ノ理ヲ云ナリ。自然ナルモノハ人力ノ及ハサル所、故ニ之ヲ天神ノ妙用ト云。天神ノ妙用、之ヲ自然ト云ハゞ、則大全世界ノ内日月ノ運行、地球ノ旋轉小ニシテ、四時代謝、五行生剋悉ク是レ天神ノ妙用ニアラサルハナシ。況ンヤ万物ノ其間ニ生スル有生無生ヲ論セス、各々自ラ天理ノ存スルニアラサルモノナシ。故ニ草木ハ自ラ草木ノ性アリ。鳥獸ハ自ラ鳥獸ノ性アリ。性ナル者ハ理ノ存スル所ニシテ、天神賦与ノ者ニ有サル

ハナシ。故ニ之ヲ天理ト云。人道ナルモノハ、即チ是天理ノ人ニ存スル者ヲ云。天理ノ人ニ存スルモノハ、亦自ヲ鳥獸草木ト同シカラス。其同シカラサル所以ノモノハ、何ソ天神賦与ノ靈魂アルヲ以テナリ。其靈魂ナルモノ靈妙測ルヘカラス。故ニ之ヲ称シテ心ノ神ト云、所謂神ノ一分子ナリ。此神ノ妙用之ヲ誠ト云。誠ノ至ル所是ヲ道ト云。道ノアル所之ヲ教ト云。漢土ノ所謂倫常是ナリ。

倫常トハ君臣ノ義父子ノ親夫婦ノ別兄弟ノ序朋友ノ信是ナリ

故ニ人天理ヲ明ニスレハ、則人道得ヘシ。人道ヲ明ニスレハ、則天理知ルヘシ。故ニ曰ク、

天地一ヲ得テ万物成ル。人君一ヲ得テ天下治ルト。是神ノ道ナルヲ以テノ故ナリ。是ヲ以テ皇国ニ於テハ直ニ曰ク、神理ヲ設テ俗ヲ獎ムト。神理ハ即誠、々ハ即神理、夫誠之為教也、至正至大又簡易ニシテ、喻リ易ク知リ易シ。所謂之ヲ放テハ六合ニ涉リ、之ヲ卷ケハ密ニ隠ル。是万国ノ教法ニ冠絶タル所以ナリ。教導職タルモノ宜ク此意ヲ了得シ、唯誠ノ一字ヲ以テ之ヲ我身ニ修メ、推シテ之ヲ海外ニ及サハ、庶幾ハ一天四海悉ク天地神人元同一体ナルヲ喻リ、維精維一、允ニ其本然ニ帰シ、天神地祇、八百万神ノ神徳ヲ崇敬シ、君父ノ大恩ニナキヲ知テ、



而忠孝無二、彼ノ妄ニ德ノ有無ヲ名トシテ其王ヲ廢興スルノ憂ナカラシムルニ至ラン。然則上ハ天神ノ神理ニ協ヒ、下ハ地祇ノ明理ニ合フ。是海外ニ於テモ亦何ノ幸ソヤ。是吾曹ノ当ニ務ムヘキノ職分ナリ。故ニ曰、天理人道ヲ明ニスヘシ。明トハ明ニ知ルノ義ナリ。言ハ教導職タルモノ天理人道ノ一ニシテ二ナラサルヲハツキリト承知シテ之ヲ心ニ明ニシ、身ニ行ヒ、之ヲ人ニ及ホスノ義ナリ。嗚呼其旨深ヒカナ。

皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事

皇上トハ、上一人ヲ称スルノ辞ナリ。奉戴トハ、俗ニ物ヲ目ハチ分ニ捧ケテ頭上ニオクト云意ニテ、一筋ニ上ヲ崇敬シ、有カタク思フヲ云ナリ。抑吾皇國ノ皇帝ハ外國ノ王ト同カラス。何トナレハ、則外國ノ王タル、民アリテ而後王、王ハ民ノ建ル所、故ニ王ノ民ニ於ルヤ、譬ハ一村吏ノ如ク、然リ王ノ興廢民ノ帰背ニ係ル。皇國ノ如キハ則然ラス。君アリテ而後民、民ハ君ノ置ク所、故ニ民ノ君ニ於ルヤ、天日ノ犯スヘカラサルカ如ク、然リ民ノ存亡君ノ一身ニ係ル。是ヲ以テ、天祖開國以來、皇

統一系、終古替ラス、延テ今日ノ皇上ニ至ル。是吾皇帝ノ外、王ト同シカラスシテ國體ノ万国ニ冠絶タル所以ナリ。況ヤ又皇上英明、武断以テ夙ニ辰極ヲ御シ、至誠神心以テ天下ヲ撫恤ス。然則天下ノ民、亦誰能皇上ヲ奉戴セサランヤ。皇上ヲ奉戴スレハ天下ノ民、亦誰能皇上ノ御心ヲ以テ心トセサランヤ。言ハ一向ニ皇上ノ御心ヲ心トシ、朝夕崇敬シテ是ヲ忘ルヘカラサルヲ云意ナリ。朝旨遵守、朝ハ朝廷ナリ。旨ハ詔旨ナリ。詔旨ハ政令ナリ。朝廷ハ政令ノ由テ出ル所ナリ。政令ハ万民ヲシテ各其所ヲ得セシム所以ノモノナリ。夫レ朝廷ハ政令ヲ天下ニ宣布シ、万民ヲシテ各々其所ヲ得セシメント欲ス。然トモ天下ノ民政令ニ從ハスンハ則政令行ハレス。政令行ハレサレハ、則之ニ次クニ刑罰ヲ以テス。刑罰ヲ以テスレハ、則民命ヲ追ル、所ナシ。所謂教サル民ヲ殺ス。是レ之ヲ棄ト云。是皇上ノ敢テ忽ヒサル所ニシテ、今日説教ノ設無クンハアルヘカラサル所以ナリ。朝旨ヲ遵守セシムヘシトハ、遵ハ、シタカフト訓シテ、俗ニ所謂トリマワサル、ト云意ナリ。言ハ、教導職タルモノ敬神愛國ノ旨ヲ我身ニ体シ、天理人道ヲ吾心ニ明ニシテ、而シテ天下ノ

民ニ懇々説教シ、各々敬神愛國ノ道ニ由リ、天理ニ協ヒ、人道ニ背カサルヤウニ心掛、而シテ皇上ノ鴻思（原を）ヲ一筋ニ有カタク思ヒ、正院ヨリ諸省諸府県ノ布告ニ至ルマテ、彼是ト是非ヲ言ハス、総テシタカツテトリマハサル、ト云ヤウニ、仰出サレノマニ背戾セサラシムルヤウニ尽力教導致スヘシト云意ナリ。嗚呼、皇上ノ大徳煦育ノ鴻恩、豈天日ニ均シカラサランヤ。吾曹幸ニ教導職ノ任ヲ蒙リ、宜ク御旨意ヲ奉戴シテ、日夜刻苦コレヲ大方ニ弘メンコトヲ其勉メサルヘケンヤ。其励マサルヘケンヤ。

明治七年七月

氷川神社少宮司兼大講義穂積耕雲謹識

『三条要論』 鴻 春倪 (明治七年八月)

三条要論序

今の世にあらゆる教書は、幾巻ともかそへ難き斗いとおほかる中に、中講義鴻春倪の著されしこの三条要論はしも、教憲のむねを言すくなくうまく説述られて、文辭のうるはしくと、のへるは、更にもいはず、説法の心はへをも、れおつることなく、夢のねのねもころに教へ示されたれば、初学の為にはこよなき道のしをりならんと、うれしく思ふまに／＼かくなむ

柴山のゆくさきしらずふみまよふ

みちひろくへきしをりや此書

正六位 田中頼庸

三条要論序

昔日漢高ノ兵ヲ挙ゲテ咸陽ニ入ルヤ、暴秦苛虐ノ余ヲ以テ民ト法三章ヲ約ス。其寛仁大度ナル、固ヨリ尋常豪傑ノ企及フ所ニ非ス。宜ナルカナ、遂ニ能ク炎劉四百年ノ基礎ヲ定ルヤ、夫戊辰復古ノ際、議事ノ士鋭意仏ヲ廢セ

ントセシ者アリ。然レトモ廟謨ハ其教ノ久シク行ハレ、且ツ治化ニ補アルヲ以テ、勉メテ之ヲ保護シテ国教ヲ輔

翼セシムルニ在ルナリ。是ヲ以テ、新二三条ノ教憲ヲ天

下ニ頒与シ、凡此範圍内ヲ出サル者ハ、則チ僧侶其宗法

ヲ説クヲ許ス。亦漢高三章ノ意ニシテ人民信從ノ自由ヲ

妨クル無キ所以ナリ。然ルニ、僧侶ノ教職ニ補セラル、

者往往廟謨ノ所在ヲ解セス、歩ヲ学ヒ、擧ニ倣ヒ、却ツ

テ人民ヲシテ信從ノ心ヲ失ハシムルニ至ル。是レ豈ニ教

憲頒与ノ旨ナランヤ。中講義鴻春倪此ニ慨スルコト久シ。

頃口拮据ノ暇、三条要論ヲ著シテ示サル。余其言ノ深ク

時弊ニ切当スル者アルヲ喜ヒ、懲懲シテ之ヲ世ニ公ニセ

シム。嗚呼方今文明開化ノ隆ナル、人民ヲシテ各自ノ權

利ヲ得セシムル者、特ニ信從ノ自由ノミナラス、廟謨ノ

寬大ナル、漢高ト雖モ固ヨリ、亦三舍ヲ避クヘキ也。而

シテ草衣木食ノ徒、宇内沿革ノ如何ヲ知ラス、或ハ廟謨

ヲ誹謗シ、之ヲ暴秦ノ苛虐ニ比スル者アリ。誠ニ歎ス可

キノ甚シキナラスヤ。一日三条要論刻成ルヲ告ク。余ノ

春倪ト同課ノ好アルヲ以テ、妄ニ所見ヲ述ヘテ序ト為シ、

凡天下ノ僧侶タル者ヲシテ廟謨ノ所在偶然ナラサルヲ知

ラシメント欲スル也。紀元二千五百三十四年第八月、海  
南忘筌漁史識于東京銀座街之明教社。

### 三条要論

中講義鴻春倪述

教法ノ世ニ行ハル、ヤ、行ハル、所以有テ行ハル。其行

ハル、所以ノ者、特リ人民ノ依信ニ在ルノミ。夫レ死生

ハ人ノ大事ニシテ、其死後靈魂ハ皆常ニ己ノ依信スル所

ニ帰托セント欲ス。而シテ其依信スル所口、他人ノ得テ

改メ易フ可ラサル者ナリ。其行ハル、所以ヲ知ラスシテ、

強テ之ヲ行ハント欲セハ、終ニ国家ノ大害ヲ醸スニ至ル。

今也朝廷教部省ヲ置キ、神官僧侶ニ任スルニ教導ノ職ヲ

以テシ、既ニ大教院ヲ開クヲ許ス。是レ所謂教法ノ世ニ

行ハル、所以ヲ知テ、能ク之ヲ行ハシムル者ナリ。故ニ

教法ハ人民ノ信從スル所ニ任セテ之ヲ束縛スルコトナシ。

然リト雖モ中古以來、教導ニ從事スル者其先師ノ教ヲ垂

レ、鼻祖ノ法ヲ立ツル所以ヲ解スル能ハス。唯其成跡ニ

拘泥シテ其宗規ヲ墨守シ、億兆ノ人民ヲシテ終ニ皇國固

有ノ大典ヲ誤リ、天地ノ公道ニ乖カシムルニ至ル者少シ

トセス。因テ之ニ授クルニ三条ノ教則ヲ以テシ、先ツ其  
教職ヲ奉スル者ヲシテ自ラ敬神愛國ノ旨ヲ体シ、天理人  
道ニ明ラカナラシメ、而シテ後チ人民ヲ教導シ、以テ皇  
上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシメント欲ス。何ソ廟膜ノ宏遠  
ナルヤ、余頃日大教院ニ在テ講究ヲ受クル者ノ説教ノ体  
裁ヲ研窮シ、三条ノ大意ヲ弁説スルヲ聞テ、大ニ憂ナキ  
コト能ハス。其体裁或ハ三条ノ朝旨ヲ誤テ一經典ノ如ク  
看做シ、説教スルコトニ終始三条ヲ説キ、其条目ノ簡ナ  
ルヲ以テ種種ノ贅言ヲ加へ、或ハ卑俗ノ因縁話談ヲ交へ、  
唯三条ノ教則ノミニ着眼シテ、神教ノ至理、仏説ノ妙用  
ハ措テ問ハサルカ如シ。是レ教法ノ行ハル、所以ヲ知ラ  
ス。之ヲ行ハント欲スルモノニシテ到底國家ニ益ナシ、  
又三条ヲ弁スルヲ聞クニ、或ハ敬ノ字ノ義ヲ講シ、或ハ  
神ノ字ノ意ヲ釈シ、朝旨ノ所在ニ至テハ、毫モ之ヲ説ク  
コト無シ。是レ皆誤解ノ然ラシムル所ナリ。夫レ之ヲ講  
究セスンハアル可ラサル所以ノ者、豈ニ然ク文字上ニ在  
ンヤ。抑モ三条ハ布教ニ属スル一ノ国法ト謂フ可キ者ニ  
シテ、經典ニ非ラサルハ固ヨリ論ヲ待タス。皇上特ニ教  
導職ニ詔シ玉フトコロナリ。請フ、其要ヲ論セン。夫レ

敬神ハ皇國政體ノ本源ニシテ、皇上自ラ政ヲ行ヒ玉フモ  
ノ、必ス敬神ヲ以テ本トス。其政ニ依テ三千万ノ人民尺  
ク其所ヲ得、人民ノ其所ヲ得ルハ即チ神徳ナリ。誰カ敬  
神セサルヲ得ンヤ。縱令外國ノ人民ト雖モ、其國ニ生レ  
シ者ハ其國ヲ創立シ、其民ヲ愛護セル祖宗ヲ敬セサルハ  
アラス。是レ即チ天ノ理ニシテ人ノ道ナリ。況ヤ神孫聯  
綿天壤無窮ノ神勅今猶依然タル祭政一致ノ國體タルニ於  
テヤヤ。然レハ則チ固有ノ國教ト為ス者ハ特リ神教ナリ。  
而シテ中朝仏教ノ渡來スルヤ、其教法ノ國家ニ益アルヲ  
以テ國教ヲ輔翼セシメ、終ニ内國ニ徧布シテ神教ト並ヒ  
行ハル、ニ至ルト雖モ、畢竟主客判然タリ。縱令人民何  
レノ教法ヲ依信シテ、ソノ死後靈魂ノ歸托ヲ欲ストモ、  
我國土ヲ開闢シ、我國政ヲ立テ、我身体ヲ愛護シ玉フト天  
祖天神ヲ敬セスシテ、國體ニ違乖スル者ハ皇國ノ人民ニ  
非サルナリ。然ク民ノ蒙昧ニシテ、カ、ル道理ヲ弁ヘサ  
ル者ヲ傍觀シテ之ヲ論サ、ルハ教導職ニ非サルナリ。愛  
國トハ皇上ノ神勅ヲ奉シテ國人ヲ愛護シ玉フヲ始メ、國  
人亦皆一日モ愛國ノ念ヲ忘ル、コト無ク、各相扶ケ、相  
親ミテ、其職業ヲ勉勵セハ、國必ス富マム。國富ミ、兵

強ク、然ル後チ、始テ西洋各国ニ凌駕スルノ大勢力ヲ有スルヲ得ヘキナリ。夫レ人己ノ生レ、己ノ住スル国ヲ愛スルハ性情ノ自然ニ出ル者、豈其貧富小大ヲ問ハンヤ。今ヤ己ノ国ヲ措テ他ノ国ヲ慕フ。譬ハ一村落祝融ノ災アルニ方テ其家ヲ顧ミス、水ヲ隣家ニ注クカ如シ。其愚固ヨリ三尺ノ童子モ能ク知ル所ナリ。苟モ職教導ニ在ル者、此旨ヲ体スルニ非スンハ、終日愛國ヲ説キテ口裂ケ、舌爛ルト雖モ、亦徒為ニ属スルノミ。天理人道ヲ明カニス可シトハ、是ノ道理ニ明カナラサル者、固ヨリ人民ヲ教導ス可ラサルヲ以テナリ。天理トハ即チ神理ナリ。所謂四時ノ循環万物ノ化育ヲ始メ、吉凶禍福ニ至ルマテ、皆人間ノ私ヲ以テ強ユ可ラサル者ニシテ、一モ神ノ所為ニ出テサル無シ。故ニ之ヲ神理ト云フ。而シテ其理ニ則トリ、今日ノ事業ヲ為ス、之ヲ人道ト云フ。蓋シ上ノ二箇条ハ嚮ニ所謂其職ニ在ル者、能ク自ラ体シ、能ク自ラ明ラメ、以テ人民ヲ教導シテ、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守スルニ至ラ令ンコトヲ要スルナリ。夫レ海外帝国ノ称アリト雖モ、多クハ禅讓放伐、以テ位ヲ踐ムノ類ニシテ、固ヨリ我カ天孫降臨以來、皇統聯綿万古一日ノ如キノ比ニ

非ス。故ニ我国ノ皇上ヲ奉戴スル者ハ、各国ノ君主ヲ奉戴スル者ト日ヲ同フシテ語ル可ラス。抑モ我皇上ハ天祖ノ天孫ニシテ、我人民ハ天祖ノ天民ナリ。其天孫ニシテ其天民ヲ保シ玉フ恩徳ノ深キ、焉ソ口舌ヲ以テ尽スヲ得ンヤ。之ヲ奉戴セサル者、実ニ神勅ニソムクト謂フヘシ。是レ我皇國ノ政体、立君独裁タリト雖モ、人民オノツカラ之ニ安ンシテ、今日ノ文明開化ニ妨碍スルコトナキ所以ノ者ナリ。又人民ノ朝旨ヲ遵守ス可キハ言ヲ待タス。然ルヲ人民或ハ頑愚ニシテ朝旨ノ何タルヲ解スル能ハス。故ニ近來世上ニ屢一揆徒党ノ事アリ。九州ノ辺民蜂起スル所以ハ、血税ノ文字ニ惑ヒシヨリ起リ、越後ノ如キハ徵兵令ノ語音ヲ誤リ聞テ、再ヒ長州ヲ伐ツノ兵ナリトシ、殆ント暴動ヲ醸スノ勢アリ。僧某之ヲ弁解説諭シテ事僅ニ止ムヲ得ルト。此輩實ニ教導ノ職ヲ尽セル者ト云フ可シ。越前ノ如キハ暴徒数万既ニ遷卒ヲ殺シ、村家ヲ焼キ、終ニ県庁ニ逼ラントスルニ至ル者ハ、僧徒ノ誤ツテ仏法ヲ將ニ廢セラレント疑惑シテ朝廷ヲ恨ミシヨリ、百姓ヲ煽勝シテ終ニ之ヲシテ塗炭ニ陥ラシムルニ至ル。嗚呼、教導ノ責アル者スラ朝旨ヲ解セサル如此。況ヤ蚩蚩ノ人民

ニ於テヲヤ。冀クハ其職ヲ奉スル者、皆能ク時勢ノ變遷ヲ弁ヘ、内外ノ情実ニ通シ、古今ノ政法ニ明カニシテ、以テ戸ニ説キ、家ニ諭シ、飽マテ朝旨ノ所在ヲ貫徹セシメンコトヲ要スヘシ。朝旨トハ乃チ御誓文ヲ初メトシテ、時時出ツル所ノ御布告等ヲ云フ。故ニ如今大教院ニ於テ各種ノ論題ヲ設ケテ、以テ天下ノ教導職ヲ講究スル者、其意亦コ、ニ在ル也。然レハ則チ三条ヲ了解シテ朝旨ノ所在ヲ誤ルコト無シハ、各自ニ其学得スル所ノ教法ヲ説キ、死後靈魂ノ帰托ニ安ンセシメ、三千万ノ人心ヲ固結シ、以テ開闢以來、祖宗列聖ノ深仁厚沢ニ報ユル、是レ乃チ方今教導職ノ一大義務ト云フ可シ。教部嚮ニ僧侶ニ諭シテ曰ク、宗意交説勿論ノ事ト、僧侶ハ固ヨリ仏教ヲ学得スルヲ以テ教導ニ従事スル者ニ非スヤ。而ルニ仏教ヲ説カス、枉ケテ未熟ノ神典ヲ講説シ、却テ人民ヲシテ疑惑ヲ生シ、其帰向ヲ失ハシメ、終ニ邪教ノ所誘ト為ル。哀ヒ哉、是レ所謂其行ハル、所以ヲ知ラスシテ、強テ之ヲ行ハント欲セハ、終ニ国家ノ大害ヲ醸スニ至ル者ナリ。布教ノ方法豈ニ之ヲ講究セサル可ンヤ。

橘のかけふむ道ならて、教の大ちも末々やちまたに分れゆくならひなれば、ともすれば、たとりへすしてうはらかきわけ、あらぬかたにふみ入らんかいとほしとて、いとくはしう説きあかしたる書とも世に多くいてき、たれと、すへて道をしふる人の右に左に、か行かくゆきなど、くたくしからんよりは、た、其ゆくへきかたをあらく示したらんそ、中々にさとりやすければとて、此書もかうむねとあるくたりを青葉しけからて、さたかに書しるされしは、迷ひて物おもふ人のために、いとふかきめくみになむ

明治七年八月

從五位本多正憲

『説教三則百談』 小池貞景 (明治七年十月)

三則百談卷之一

大原野神社権宮司兼中講義小池貞景述

一、吾所<sup>アケル</sup>レ治<sup>シテ</sup>顕<sup>ス</sup>明<sup>ス</sup>事<sup>ヲ</sup>者<sup>ハ</sup>皇<sup>ス</sup>美<sup>ス</sup>麻<sup>ス</sup>命<sup>ヲ</sup>当<sup>レ</sup>レ<sup>シ</sup>治<sup>ス</sup>吾<sup>ハ</sup>退<sup>ス</sup>而<sup>シテ</sup>將<sup>ス</sup>レ<sup>シ</sup>治<sup>ス</sup>幽<sup>ク</sup>冥<sup>ク</sup>事<sup>ナリ</sup>

いま読上たるは、日本紀に見えたる、大國主の命様の御言葉である。此の御言ばに付て、三条の御教則の内なる、敬神と申す事と、皇上を奉戴し、朝旨を遵守すべき事と申すことを、演説致しまする。敬神とは、神様を敬ふこと、皇上を奉戴するとは、天子様を戴き奉て、よしあしを論ぜず、仕へ奉ること。朝旨を遵守するとは、朝廷より仰出さるゝ、時々<sup>ス</sup>の命令に順ふことである。扱<sup>ス</sup>皇<sup>ス</sup>美<sup>ス</sup>麻<sup>ス</sup>命<sup>ト</sup>とは、皇孫<sup>ス</sup>迹<sup>ス</sup>々<sup>ニ</sup>杵<sup>ス</sup>命<sup>ス</sup>様の御事<sup>ナリ</sup>で、天照大御神様には、御孫に当り、御代々の天子様には、御先祖で在ます。扱<sup>ス</sup>頭<sup>ス</sup>明<sup>ス</sup>事<sup>ト</sup>とは、頭<sup>ス</sup>はれて目に見える事<sup>ナリ</sup>で、此世の間<sup>ノ</sup>の人の行ひの上<sup>ノ</sup>のことで、夫れは御上の御役人<sup>ノ</sup>方<sup>ノ</sup>が見付次第に、よい事をした人<sup>ノ</sup>には、御褒美を下され、悪い事をした人<sup>ノ</sup>をば、召捕へて相当の御罰を御当なさる。是を顕明

事の御政事と申します。是に対して、人の目にかゝらぬ事を、幽<sup>ク</sup>冥<sup>ク</sup>事<sup>ト</sup>と申して、此御政事を、大國主の命様が御掌り遊ばされて、御賞罰なさるである。夫<sup>レ</sup>で此世の間<sup>ノ</sup>の事は、人の目に懸つた事は、天子様が御掌り遊ばされて、よい事をすれば、御褒美を下され、悪い事をすれば、罪の軽重に依て、夫れ々に御罰しなさるである。して見ると此世の間<sup>ノ</sup>は、天子様と神様とが、持<sup>テ</sup>分<sup>テ</sup>て御賞罰下さるので、譬へ人の知らぬ、悪き事をするとも、善い事をするとも、人は知ぬとも、神様は能<sup>ク</sup>御存<sup>ジ</sup>で、嚴重に御賞罰を御当なさる。さすれば遅いか早いか、其報は嚴<sup>ク</sup>然<sup>ト</sup>あるである。して見ると、私の宿意を以て、人を暗殺したり、或は人の宅<sup>ノ</sup>へ火を付たりするは、以ての外の事である。段々申す通り、天子様と神様とが、此世の間<sup>ノ</sup>のことを持<sup>テ</sup>分<sup>テ</sup>て御賞罰下さる。然<sup>レ</sup>ば手<sup>ヲ</sup>を下<sup>サ</sup>すには及ばぬ事。夫れを自分でする時は、人欲の私が手伝ひ、又しそんじもある。譬へしそんじがないにしろ、私がないにしろ、天子様と神様とが斯やうに持<sup>テ</sup>分<sup>テ</sup>て、御賞罰遊ばさるゝを、自身に致す時は、天子様をも神様をも、蔑<sup>シ</sup>如<sup>ク</sup>にするにあたつて、宜くないである。さて神様の御賞罰のなさり

方は、如何じやと申すに、善事をした人には、よい報が来るやう、悪事をした人には、悪い報が来るやうにと、御計らひ遊ばさるゝである。然すれば盗人の盜礮か命長く、言行の正き顔回が短命で在たは、理に当らぬ。是は神様の御政事が、正くないであらうと、誰しも思ふ処がよく／＼考て見ると、御政事の正くないではなひ、善にも悪にも、大と小とが有て、其大なる者は、善悪ともにその報が子々孫々へも、残り伝はるである。此道理は周易などにも見えて、積善之家には余慶あり。積不善之家には余殃あり、とあるである。又その身死て後も、其善悪の所業が、其魂に付て廻て、生きかはり死にかはり、その善悪の報が尽るまでは、其身に付まふ事と見えるである。此を仏道では、因果とも前生の果ともいふのである。右等の道理を篤と御承知なされて、幽冥を恐れて、身の行状を正しくして、よい報を得るやうにしたひ物である。時に人には人欲の私が有て、人の目を暗ましても、我が利を得んと欲する人が多ひが、夫れでは神様が免さぬ。夫に付て近く譬た御話がある。名の差合は御免を蒙るが、権兵衛と八兵衛と申す百姓が、隣同士で在て、互

に瓜や西瓜を作て、都へ持出して売るが渡世であつた処が、権兵衛が瓜を作て、やがて初成ハツナリを売り出さうとした時に、隣の八兵衛が、権兵衛の瓜を盗で、一つ取た事がある。夫れを権兵衛が粗知て、隣の八兵衛を悪い奴だと思込で、何れの日乎此意趣を返して遣らうと心掛て、其夏八兵衛の西瓜がよく出来て、明日売出さうと思て居た処を、権兵衛が八兵衛の西瓜を三つ盗んで取たである。夫れを八兵衛が又粗知て、悪い奴だと思ひこんで甚く恨で居たが、篤と考て見た処が、先頃瓜を盗だ意趣がへしであらうと悟つて、己が悪いといふ事を観念して、我身を恨で人を恨みず。一つの瓜を盗だ意趣返しに、西瓜の三つづつも取られてはたまる物でない。もう／＼悪いことは、再びすまひと覚悟して、一旦は権兵衛を悪い奴だニクと恨んだなれども、其恨みを思ひ切て、常よりも間よく暮して居ると、夫れを神様が御感心あつて、八兵衛が瓜をぬすんだ罪の帳面を、御消し遊ばして、此度は権兵衛が、八兵衛の西瓜を盗だ事を、帳面に御記し遊ばして、扱その権兵衛が西瓜が出来て、今日か明日売出さうとする時、権兵衛の西瓜を十ばかりなど烏が穿抉ホシクツて、売物に



ならなくしてしまつた。叔諺に権兵衛が種蒔ば、烏がほじくるといふ言があるが、爰で又諺が一つふえて、権兵衛が西瓜を作れば、烏がほじくるといふことが出来たのである。さて権兵衛は、烏の災難にあふて、初山の西瓜を売そこなつて、ごうはらまぎれに、彼の西瓜を断割て食て居る処へ、隣の八兵衛が来て、どうだ今年は西瓜がよく出来たかと尋ねる。権兵衛が申すには、西瓜は随分よく出来たが、烏に啄かれて此通りだ。是でも切売する店へ持て行けば、半直位には成らうが、初山から引物を売のも、縁吉でないから食積りだ。隣の宅には子供が多い。少と持て行て食させるが宜いと、西瓜を三ついただきます。是を八兵衛固辞すれども、強て押付けるゆゑ、八兵衛は貰て帰り、子供に食させたである。ナント神様の御計らひは、奇妙なもので、忽ち差引勘定を付て下さつた。是を思ても人が見ぬから逆も、悪い事は出来ませぬ。又善事をしても此通である。夫は日本紀に、人皇三十代欽明天皇様の、いまだ御位に御付なさらぬ時、是は俗に言ふ御部屋住の時の事で有たが、秦大津父と云者を揚て御もちゐあらば、御成長の上には、天子様に御成遊ばすといふ、

御夢を御覽あそばされた。夫で天下に人を遣はして、秦大津父といふ者を、御探索遊ばされたる処が、山城の国紀伊郡深草の里と申処で、秦大津父といふ者を得て、早速天顔を拝すべき旨を仰付られたのである。ありがたくも秦大津父、天顔を拝し奉りし時、御言葉がか、つて、其方儀いかなる善行ありしやと、御尋が御ざりますると、秦大津父申上奉るには、私儀何の善行もござりませぬが、先年伊勢の国へ、商ひに行きました歸りに、伊賀の国の原中で、狼が二疋喰合て、互に血を流して居ましたから、馬より下て、これ主たちは狼と云て畏き神ではないか。夫れに一、此やうに嚼合てあるといふは、宜くない。今にも獵師に見付られたら、互に命はない。早く此処を立退き、面々の住処へ帰られよと申して、引別てやつた事が有ましたと申上ると、其報であらうと仰られた事がある。獸一疋を助けても、よい事をすれば、斯やうな報があるである。扱秦大津父が狼二疋を助けた位ひな事で、天子様の御夢に御示申して、商人の身分で、天子様の御側で、御奉公を申すといふも過分の報、また此位ひな善行をした者を揚たればとて、天子の位に御即遊ばす程

の御功德でもあるまいと、恐ながら熟考<sup>コウ</sup>へ奉るに、獣一疋でも助けやうといふ者は、其人となり、仁者でなければ出来ぬ事である。天下の人君として、天下の仁者を揚て、是に政事を委る時は、天下の万民、その徳化に服して、天下は太平なるべき道理なれば、斯る御夢を御覽遊ばしたるも、尤至極の事と祭し奉るである。是に付て申す事がある。先頃の御布告の終の箇条に、狗<sup>イヌ</sup>を闘はしむるなど申す事があるを、心なき人のいふには、当時の御政事は、余り細い、狗のかみ合の御世話まで、御上でして下さるの、遊ばすのと申すが、以の外の事である。前申す通り、狗のかみ合を、引分て助やうといふは、仁者のする事である。夫れと反して、狗にかみ合をさせて、夫を楽みにしやうとするは、不仁者のする事で、夫が積重<sup>ツクモシ</sup>くると、狗のかみ合は見あきて面白くない。近所に夫婦喧嘩でも始めは宜いなどと云て、他人の喧嘩の立見をして、それを楽みとする、夫れが長<sup>コウ</sup>じると、町人百姓の喧嘩は見あきて面白くない。此節御上は訥<sup>ネン</sup>誥<sup>カウ</sup>やうすが、早く軍<sup>イクサ</sup>でも始めはよい。其時は山に登つて高見の見物だなど、太平の御恩を忘却して、以の外なる事

を願ふやうになるも狗のかみ合を楽むより起る。御上に於ては何事も遠き慮有て仰出さるゝ事である。物は心なるうちに制すれば、制し易くて罪人も出来ず。長じてくると、制し難くて罪人が多く出来る。爰の処を祭し奉て、朝旨を遵守して、聊も違ふまじくと心掛る時は、上に読上たる、大国主の命様の御言葉に違はず、又敬神の意にも叶ひ、且つ皇上を奉戴するにも当り、朝旨を遵守するに当るである。

吾所レ治顕明事者、皇美麻命当レ治、吾退而將レ治ニ幽冥事一、さぞ御退屈で御ざつたらう。例常

其二

二、今読上たるは、日本紀に見えたる、大国主の命様の御言葉である。此御言葉に付て、天理人道を明にすべき事、と申す事を、聊か演説致すである。さて皇美麻の命とは、先日の説教に申した通り、皇美麻迹々杵の命様の御事で、天照大御神様には、御孫に当り、御代々の天子様には、御先祖様である。叔神代の此時は、幽冥事と顕明事と混じて、その差別が無て在た処を、皇孫命様が、

高天原より御降臨に付て、大国主の命様が、是迄しろしめして御居て成れたる、顕幽の御政事を二つに御分なされて、顕明事の御政事は、皇孫の命様のしろしめす事となり、幽冥事の御政事は、大国主の命様のしろしめす事と成たである。さて顕明事とは、あらはれて誰が目にも見えることで、善は善、あくは悪と、よく分つてある人の行ひの事である。其善悪の御賞罰を、天子様が遊ばす。是を顕明事の御政事と申すである。幽冥事とは、是に反して、人の目に見えぬ事で、譬は暗夜に磔ツツケを投げ、或は人の屋じりを切て盗する人の類、人の目には誰とも知れぬを、神様はよく御存知で、遂には其罪人を出すやうの類、又世間の事は、今悪だと思ふ事も、後に成てみると善である事があり、また今善だと思ふ事も、後に成て見ると悪である事がある。此善悪をよく御存知で、御賞罰あそはすは、神様でなければ出来ぬ事である。此御賞罰を、幽冥事の御政事と申て、是を大国主命様が御掌り遊さるゝである。此御政事に因て、今日人の上の行状に付て、報といふ事が有て、人の上の禍福が定まるである。是を天理といふ。此天理に隨て、邪を捨て正直に行ふを、

人道といふ。爰の処を篤と承知致して、天理に背かぬやうにして、人の道を明にするがよいである。夫は善をすればよい報があり、悪をすれば悪い報があることは、世の初より有た事で、神典の中に、折々見えて、人も知て居る事だが、今引出て演説いたします。大国主の命様に、庶御兄弟が沢山有て、是を総オシカケて八十神等と申すである。此八十神等が稲羽の国の八上姫様と申す、いはゆる別品を、妻に成されやうとして、御往なされた時に、大国主の命様は、御兄弟方の御供と成て、袋を負て御いでなされたである。袋を負とは昔の風俗で、是を今世に当て見ると、風呂敷包を背負て、御往なされたと申す事である。扱此八上姫様といふ御方は、頗る別品と見えて、此やうに沢山、亭主にならうと云男が有ては、其御言断コトワザに御困なされたで有うと、察し奉らるゝである。扱この八十神等が、氣多ケタの前サキといふ処を、御通りなさるゝ時に、海の和途ワチに、毛を嚼グシむしられて、裸にされたる菟ウサギが有た。夫れを八十神等がごらんなされて、其菟に教へて、此海の塩水を浴アて、山に登つて風に吹れて居ると教へた。夫コトで其教の通りに致した処が、益々その身が痛んで、菟

が苦んで居る処へ、大国主の命様が、しばしおくれて御出なされて、其菟の苦みを御覽あそばして、不便に思召され、其菟に教へて仰せらるゝには、身に付たる塩水を、真水にて洗ひおとし、蒲黄カハノハサを敷て、其上に輾コロげ転マゼて居らば、膚本ハダの如くになるであらうと教へて、その裸の菟を助けた事が有ます。其時その菟が、大国主の命様に申上たる言ばに、八十神等は、必ず八上姫様を得たまふことは有ませぬ。袋を負ておともでおいでなされても、汝命アノタカサが慥マコトに得玉ふであらうと申上たである。斯て其言の通り、八上姫様を得玉ひしは、大国主命様で有ました。斯てその事を、菟がまだきに知てゐたと申は、外ではない。八十神等の行ひは悪、大国主の命様の行ひは善で有る故のことである。是は天理じやに依て、人が見ても、鳥獸が見ても、少しも違はぬである。是じやに依て、天理を明にして、よい報をえるやうにしたい物である。扱この天理は、いはゆる造化の三神、天之御中主の神、高皇産靈神、神皇産靈神、此三柱の神様が御定め遊ばされたる、宇宙第一の御法である。夫れ故この掟に叶ふ者は榮え、此理に背く者は衰へ、遂に亡るは自然の道理であ

る。此理を以て大国主の命様が、幽冥事の御政事を御掌りなさるである。扱この大国主命様は、出雲の国の大社に、御鎮座ましゝて、幽冥に預ることは、総て御主宰遊ばされて、八百万神といふて、広い神様を始め、いはゆる化物、また人の死だ後の魂の御世話まで成下さる、有がたい神様である。扱この神様は面々の家にも御祭申である。大国様の事で、各方も御存じの通り、人に福を与へる神様である。じやに依て、朝夕信仰して、福を授て貰が宜である。しかしながら人は死なうが倒ようが我身さへ立身出世すればよいと、自分勝手の私を以て祈る時は、福はさておき、却て罰を蒙るである。爰の処をよく承知致して、牡丹餅は棚にあり、果報は寝て待てなどやうな言は、さつはりと捨てしまつて、家業をつとむるを專一と致さなければ、神様は守て下さらぬである。夫に付て御談申事がある。大国主の命様が少彦名の命様と二柱相供に、此日本国を御造りなされていまだ成就いたさぬうちに、少彦名神様は、異国へ御渡り成れた。其時大国主命様の仰せらるゝには、吾独いかでか此国を造り得む。孰の神と与に、吾は此国を相作らましと仰られ

て、御歎息なされたる時に、奇哉、海原を照して依来る神あり。威儀堂々として御矛をたつさへ、海上にた、せられて大国主命様に仰せらるゝには、能吾が前を治めば、吾共与に相作り成さん。もししからざれば、国成がたしと仰せらるゝに依て、さらば汝命は孰神様で有るやと御尋申と、吾れは汝の幸魂、奇魂なりと仰られたである。扱此奇魂幸魂と申は、神様ばかりでない。我々が体内にも有て、勤るに随て奇妙なる動をなす。此魂を奇魂と申します。夫は譬へば角兵衛獅子が、足手を一処にして、鱗を見たやうに横に歩行たり、又は綱の上を下駄をはいて歩行たりする。是を見るに付ても、人は情心を凝しさへすれば、夫れ相應に其勤る事が成就する。その動をなす魂を幸魂と申である。此魂は面々に貫て持て居るなれども、動く気がないと抜てしまつて、我が体内に居らぬから、何事も成就しないである。扱大国主の命様、その奇魂幸魂の神に対して申には、然らば汝は、吾が幸魂奇魂で有るか。今何の処に住まんと思ふぞやと申すと、吾をば大和の東山上に齋祭れと、仰せられたである。是に付て熟考へまするに、此幸魂奇魂は常に体内

を抜出て、宇宙を廻て、又本の我体へ歸り来て、本の如く吾が体内に居るである。夫て其御魂が、諸方で見て来た事や聞て来た事を、吾に師範〔範〕致し教へ薦る靈魂と見えるてある。夫を此方に受る気がないと、放心して無用の物と成である。斯ばかり結構なる御師匠様が、身に付てござるに、毎日々々安閑として、寝て居て福を待と申は、聞えぬ事である。爰の道理を承知いたして、家業を勤るにあります。是が即天理人道を明にする本である。

### 其三

三、今説上たる文は日本紀に見えたる、大国主の命様の御言ばである。此御言葉に付て、敬神と申す事と、天理人道を明にすべき事を、演説致します。此言葉に、吾退而將レ治＝幽冥事一とは、私は此世を去て、人の目に見えぬ幽冥界へ引越しまして、其処より此世を見まして、人の目に及ばぬ限りを、政事いたさうと、皇美麻命様へ仰上られたる御言葉である。扱幽冥界へ属物は、死といふ事が無に依て今以て神代のまゝで、幽冥界に御座なさ

れて、人の目に見えぬことを、よく御覧あそばして、善悪の御賞罰を成さるである。是に依て人の上に禍福があり、また報といふ事があります。此報と申は、即天理で造化の三神様方の御立なされたる大道で、鏡に影のうつるが如く、其の所業の善悪に依て、其報があるである。此事を細に説ときは、仏説の因果といふことに、よく似て居ます。是は仏説が神道に似て居るので、吾れが彼れに似たのではない。彼が吾に似たのである。其訣も追々申さうである。扱仏説の因果と申すは、前生の善悪の所業が、爰で果るに因といふ事で、今の世で善を為る人も、禍にあふは、前世の悪業の果るに因るのじやと申事で、因果といふ字は、ハテルニヨルと訓み、また果に因るとも訓と申事で、世の人の禍福が丁ど果のやうな物で、皆前生からの故だといふ意で、譬へば桃の実の甘味は、何なる訣じやと其原を尋ると、此春の三月ごろ、花の咲たるが斯の如く桃と成た物である。又その花の本はと云へば、去年の冬、茗そめたるが初である。又その茗初たる本はといへば、種を植し昔の時と相成ます。扱その種はといへば、即いまの此桃である。是即仏のい

はゆる、転輪因果不生不滅と説ことの、是が本である。

此理は吾が国に元より有ることで、万葉集の歌に「世の中の常のことわり、かくさまに、よりにけらし、すゑしたねから」とあります。すゑし種からは、植し種故といふが如くである。夫は爰で申すは恐れ多い事ながら、大国主命様は、世に大功を御立なされたる神様で、善事の限を御勤めなされたる神様で有ましたが、庶御兄弟の爲には、種々の御難儀に御逢なされた。斯やうの善者が、御難にあふべき道理はないはづじやが、有ると申すは爰が天理である。其訣は本居先生古事記伝に説たる通り、その御先祖須佐之男命様が天上に於て犯し玉へる罪穢の、いまだ尽果ずして、六代後の大国主の神様へ、掛つた物であらうと申ことである。して見ると悪い事は出来ませぬ。さて大国主神様は、八十神たちの難を退む為、紀の国の大屋毘古の神様の御計らいに因て、夜見の国へ御いでなされたたである。扱其国なる須佐之男の命様の御娘、須勢理姫の命様の御計ひに依て、国向の御矛を得て、此国へ御帰り遊ばされ、彼の庶御兄弟の八十神等を始め、総て悪き神どもを言向けて、遂に天下を治めて、

大國主の命様と稱し奉たである。扱また御先祖須佐之男の命様、天下より御下りの時に、天津神様の御計ひを以て、其犯し玉へる罪穢を、天津詔詞天津詔詞の太諱辭太諱辭を以て、御祓ひ遊ばされたる、其祓の功德の驗に依て、此大國主の命様一度夜見の国に入らせられて、御身に受たる御先祖の罪穢の残れるを、清く御捨に相成たる、段々の様子は、皆過去し昔の事跡に依ることで、実にあやしき事である。さてその大國主の命様に掛りたる、御先祖の罪が、一度夜見の国へおいで遊ばされて、消たる訣は、神様の御定め遊ばされたる、実に深き道理にして、大祓の詞に、根の国底の国にます、速佐須良姫といふ神、持佐須良比失ひてんと有通りのことで、祓の徳による事である。して見ると大祓詞は、実に取りがたい事が、爰でよく知れるのである。右の処を篤と承知致して、悪い事をすれば、其罪の尽るまでは子々孫々にいたるまで、其報が掛り、当人は勿論の事で、此世で尽ざれば、死で後にも其魂が苦を受ける事、是また仏説に説が如くである。さて世の人の行は、善と悪との二で、善をすれば人が喜び、悪をすれば人が悪む処で、此二の善悪をしらぬものは世の中に

ない。然るを悪をするといふものは、幽冥を恐れざるの故で、見て居る人がないと、誰しるまいと思て、悪事をする人がある。然れとも昔から今に至るまで、悪をして顕れずに居た人がない。是が幽冥をしらしめす神様が御覽遊ばして御座なさる、故の事である。夫れを神様がよく御存じで、一々人に告知せるではなけれども、廻り回つて知れるやうに、御工風遊ばさる、である。爰が神様の御工風の功者な処で人の智慧の及ぶ処で無である。随分アツク悪巧アツクをする人は、悪智慧が有て奇妙に人の目を暗アツクまして人を欺アツクくが、神様に逢ては左様ウツク甘くはゆかぬ。じやに依て幽冥を恐れて、悪事はせぬが宜い。よい事をすればよい報が有て、不自由はさせぬである。扱神様の思召は、人を御恵み下さる、御志が厚く在せられて、悪人をも忽ち目が回て、死でしまうやうな事は遊ばされず、少しづつ、懲コウして、善に進むやうにと、御工風下さるである。然れども神様のなさりかたは、人と異ナガツて、口をきいて御理解なさるではなし。物に触て、その時々悟らせるやうに、御示し下さるである。夫は中庸に、至誠之道ハ可ニ以前知一 国家将興、必有ニ禎祥一、国家将亡、

必有<sup>ニ</sup>妖孽<sup>一</sup>、見<sup>ニ</sup>乎<sup>ニ</sup>蒼龜<sup>一</sup>、動<sup>レ</sup>乎<sup>ニ</sup>四体<sup>一</sup>、禍福將<sup>レ</sup>至<sup>ニ</sup>、善必先知<sup>レ</sup>之、不善必先知<sup>レ</sup>之、故至誠<sup>ハ</sup>如<sup>レ</sup>神、とあるが如く、興る時には禎祥と云て、貞<sup>ク</sup>しい瑞<sup>ク</sup>が見<sup>レ</sup>れ、また亡る時には、妖孽と云て、禽獸蟲魚草木などの上に怪<sup>イ</sup>ひ事が見<sup>レ</sup>はれ、また蒼龜に見<sup>レ</sup>はる、と云て、卜筮<sup>ウラナヒ</sup>をしても見<sup>レ</sup>はれ、四体に動くと云て、自分の身にも必ず驗があるのである。此しるしを見て、己が身を戒<sup>イ</sup>て、惡を捨て善に趣く時は、又禍を転じて福に到ること、成るである。是を覺らざる人は、禍をまぬがる、事が出来ずして、家を亡し身を亡す事が出来るのである。夫は易の文言に、積善之家<sup>ニ</sup>必有<sup>ニ</sup>余慶<sup>一</sup>、積不善之家<sup>ニ</sup>必有<sup>ニ</sup>余殃<sup>一</sup>、臣弑<sup>ニ</sup>其君<sup>一</sup>、子弑<sup>ニ</sup>其父<sup>一</sup>、非<sup>ニ</sup>一朝一夕之故<sup>ニ</sup>、其所<sup>ノ</sup>由来<sup>一</sup>者漸矣、由<sup>ニ</sup>弁<sup>レ</sup>弁<sup>レ</sup>コト<sup>一</sup>不<sup>ニ</sup>早<sup>ク</sup>弁<sup>一</sup>也、と有が如く、神様の御諭しを弁る事が遅いと、災難を免る事が出来なくて、身が亡るか、家が亡るか、二ツ一ツである。扱その神様の御諭しに種々有り、その御諭に付て、奇妙な談<sup>ハナシ</sup>がある。武州足立郡千駄村といふ処に、伊藤某と云が有て、其娘をおかつといふ。十八の時に、西堀村の百姓の処へ、嫁に往た処が、夫が放蕩者で身持が

悪いに依て、夫れを嫌て無利<sup>ムネ</sup>に離別して、江戸へ出て、大名の奥に奉公して居た時、奥女中が集て、百物語といふことをして、往先の運勢を試た処が、お勝が番に當つて、持仏堂の前なる、ともし火をけしに行と、大入道の化物が出て、おかつをとらへんとするに依て、おかつは胆をつぶして逃帰てきて、次なる女中をやる。此時おかつが思ふには、今の化物の為に、浮目を見ること、思て居ると、按に違て嬉しさうに帰り来て居る故、おかつは不審に思て居りましたが、明る年出代<sup>デカワリ</sup>に付て、宿下りして居るうち、その女中を尋て往き、おまへは今年長年するかと問ますると、其女中が申には、私は与力の処へ嫁に貰はれて、此間見合をして、嫁に往積<sup>ユクモリ</sup>で有ますから、長年は致しませぬ。夫に付て不思議な事が有ます。去年御屋敷で百物語を致たとき、ともし火を消しに参りましたら、美男<sup>ヨキオトコ</sup>が出て来て、私を捕へやうとしますから、逃帰て来ましたが、今度私の貰はれて往く処のむすこさんは、百物語の時に出て来た男に、少も違ひない。此様なふしぎな事はないと語るを聞て、おかつは大に驚き、夫では私は便がない。おまへはよい男と添て仕合だ。私



はモウく此世に生てる気はないと、涙を流しますから、扱はお勝の色かと心付、夫ではおまへの大切のお人かへと申すと、左様ではない。去年御殿で百物語の時、私の参りました時出たのは、夫はくおそろしい大入道の化物が出て来て、私を捕へやうと致しまするから、早々にげ帰て、次にいかしつたが、おまへさん、その引別をして見ると、私はどうでも化物の女房になるであらう。夫を思ふと、生ては居られませぬと、又泣まする故、彼女中も其嘶を聞て、共に涙を流しましたが、お勝さんや、そんな事は気かけなさんな、箱根から此方には、化物は居ないと申す事だから、今年は陽気な処へ奉公して、憂をはらし、其うちに氣に入た、よい男を見立るがよいはな。死るなんのと、左様な氣にならないがよいと、すゝむるに付て、お勝はその氣になり、柳橋の船宿へ奉公に住込勤め申、こゝに奥州みはるの生れで名を長吉といふ船頭が有て、男ぶりもよし、信切者じやに依て、お勝は夫れと密通して、遂に夫婦となり、先つ化者の女房にならなくてよいと思たが、夫より十六年すぎて、長吉が眼病を煩つて、目の玉が抜出て、とうく盲人となり

ました。夫で船頭は出来ず、よんどころなく髪をおろして、按摩取となりました。其姿が百物語の時に出て来た大入道に、寸分ちがひないと、おかつが自身の談である。今年明治の六年、お勝は六十余で、今も柳橋に居てある。斯やうなしらせの有と申も、幽冥を掌る神様の御計ひでなさる事で、夫が十六年も立て後のことだといふのは、拙者が愚按には、先に西堀村へ嫁して、亭主を嫌た報かと存る。夫が十六年も年月が立たといふ物は、その内に先きの夫を嫌つた事を後悔して、扱先の亭主も放蕩でこそあれ、面倒を見た事は、今の亭主よりも、随分信切な事も有たと、人の心の思ひやりも有て、改心したら、先の亭主を嫌た罪を、消して下さらうといふの思召で、斯の如く十六年も過たであらうである。此の処を篤と承知致して、自分は罪は作らぬつもりでも、神様の御目から御覽あそばすと、罪を作つた事が沢山あらうと存ずるから、朝夕神様を拝み奉て、罪亡しの御わびを申上ねばならぬ事である。神様を拝み奉る、御書物の中にある詞に過犯須事乃在乎婆、見直志、聞直志給比豆云々、とある詞をも、深く思ふべき事である。

四、しろかねもこがねも玉もなにせんにまさるたからは子にしかめやも

今読上たるは、万葉集に載たる、山の上懐良先生の歌である。此歌に付て、御教則の内の、天理人道を明にすべき事といふ事を、聊か演説いたします。天理とは、天に御座オイヤなさる、天津神様の御定め遊ばされたる、理の当然の御法を申します。人道とは、人間の行ふべき当然の道を申します。扱今読上ましたる歌の意は、しろかねも、こがねも、玉も、なにせんにとは、白銀黄金は、世に通用する金銀のこと、玉とは、水晶や珊瑚珠の類の玉の事である。此二品は、よく人のほしがる物で、宝であります。然るをなにせんにとは、左様な宝もなに、する物か、ほしくはない。夫に増た宝は子供である。其子供に増た宝は、有はせぬといふ意である。しかめやもとは、しく物は無ナシといふ意である。実に此歌の通り、子供は宝である。夫故俗にも子宝と申ます。扱世の宝は種々ある中に子宝といふ事を知るが、天理人道を明にするの始で有ます。其故は神様の思召は、人の蕃息フエることを御悦カサシび遊ばされ、減へんことを御哀カサシみ遊ばさるであ

る。夫故天下の万民を、神様の上よりは、青人草とも、天の益人とも御よび遊ばされて、青草の茂るが如く立栄え、今日より明日と、日々に蕃息栄えん事を祝して益人と申である。又人の減かたることを哀カサシむは、伊邪那美の命様の夜見の国へ御往遊ばされたるを、伊邪那岐の命様が、夫を御惜み遊ばされて、泣き給へる御涕ナミに、泣沢女の神と申す神様が御生れ遊ばして、人の他方ナミに行こと、死ること、を深く御惜み玉ひて、泣給ふ故に、泣沢女神とは申である。其証拠は万葉集の歌に「泣沢の杜にみわすゑ祈れども吾が大君は高日しらしぬ」とある。此歌の意は、泣沢の杜の神様は、死んでゆくことを惜みて、御救ひ下さるとのことゆゑ、神酒をすゑて、天子様の御壽命を長かれと祈り奉しに、是までの御寿かして、遂に御崩御あそばされて、御霊は天に御涉り遊ばされて、高天の原を御治め遊ばすといふ意である。右申す二つの歌で、神々様の、人の減へんを哀カサシみ、蕃フエるを御悦カサシびなさる、ことを、御承知なさるが宜である。扱昔の人は、此処をよく承知いたして居た故に、かくの如く歌にもよみ、又其ことを实地に行つて、神様の人の蕃フエるを御悦カサシび遊ばして、子供

の沢山出来るやう、達者で無事に育つやうにと、御守り下さる。御恩頼を報ぜん為に、村々里々に、夫々の神様を御祭り申して、其処の鎮守と致し、面々は氏子と成て、尊敬致したである。是が鎮守と申し、氏子と申す元のはれであります。是の処を篤と承知さるゝと、御教則の敬神のことも、天理人道を明にすることも、よく分ります。扱人道とは、申す迄もなく人の道のことである。是をたゞに道といはずして、人と申は、畜生に対して申すことである。畜生とは、禽獸の事で、此禽獸は人間と競べてみると、よほど劣た物で、五倫だの、五常だのといふ道のことなどは、しらぬ物である。然しながら此禽獸も、産靈神の産靈の即造化に依て、生じたる物じやに依て、道は更に知らぬといふでも有りませんから、人の行ひが正しいか、禽獸の行ひが正しくないかと、よく競べて見たうへ、人間の間に入やうにしたい物である。ヒヨツとすると、人間の間に入はいりはくつて、畜生の中間に入ものもあらうかである。じやに依て、何をするにも心を用ゐて、是では人間の間に入はいりるか、但し畜生の中間ではあるまいかと、万事気を付れば、人の道が明

に成るのである。夫れに付て人と畜生との角力の、取組のおはなしを致します。夫に付、しばし拙者が、木村庄之助になりかはり、行事を勤めます。東西く抑々人間と畜生との角力と申まバ、天理を知ると、しらざるの二つで有ります。天理とは、天津神様の御立遊ばせられたる、天にも地にも広く行渡つて、差支のない公平の道を申します。君君たり、臣々たり、父々たり、子々たり、夫々たり、婦々たるの類、是を五倫五常と申します。即天理で有ます。此天理は、人間も畜生も生れる時に、神様より授かつて、此世へ出ましたる故、教へに依らずして、よく存じて居ます。然しながら此天理に二つありまして、一を性と申し、一を情と申します。性は生れたまゝ、どうごかず。情は時に乗じて動いてさまざまに変わります。此変じ動きまする処を以て、人間と畜生との勝劣カネツクが出来ます。其勝負を御覧に入ります。東西く、東々田舎娘一人、西々女猫一疋、よび出しに依て、女猫と田舎娘が出て来まして、扱女猫は四方柱の側ソバへ屈カマシで小便を致しました、処が田舎娘は四方柱の側へ立小便を致しました。爰が妙な処で、男猫にはさやう

な事がありませぬが、女猫は必ず屈カクシで小便を致しまする。こゝが天理で、畜生といへども、女は女のやうに生れ付きが、かやうである。夫れにマア人間と生れて、人中で立小便をするとは何イカな事である。此角力はおきのどくながら軍配は猫の方へと揚りまする。当今は夫れ夫れと御上で御心配下されて、人中で立小便をしないやうに、処々へ便処を御立下されて、聊なりとも人は人の道を行ふやうに、御工風下さるてある。こゝの処を有がたい御政事と承知致たる、がよいである。東西く、東々大家の男子一人、西々犬一疋、是は土俵へ上ると、取組もしない内に、中入と成たである。夫故に互に弁当をつかひました。時に大家の男子さんの事だから、弁当の結構美を尽して、御菜が仰山ゴウサンな事で食タききれない。夫で彼れを少し食かけ、是を少しと、残らず食さしにして、弁当の飯も其通り、食籠シキロの底にも蓋にも、御飯の粒だらけにして、弁当箱を内へかへしまする処を、犬は、土辺ツチノヘへ盛た飯や魚の骨を、少しも残らず食てしまいました。扱食物は、人の命つなぐ為に、神様の御始あそばして、夫れを農夫ヒヤクシヤウが泥になり汗に成て、是までにしあげて出来た

物だといふ、段々の訳がらを考て見たならば、一粒たりとも、そまつには出来ぬはづである。爰が天理をしようと、しらざるとの二つである。じやに依て、此角力も畜生の方へ軍配が揚りまする。東西東西、東々子おろし女一人、西々子持犬一疋、互に土俵へ上りますると、犬の子供が、子おろし女の足へからみ付ますから、彼女その犬の子を足ではらひますると、親犬が直様喰ひ付ました。爰の処を篤と考て見ますると、畜生は折角丹誠して子供を育てたからとて、年寄た後に養ふではなし、親の助ツクには少しもならないに、斯の如である。夫にマア人間として折角神様が御胤ミコを授けて下さつて、はらんだ子供を、子供が多いと足手まとひだ杯と申て、脱胎する人が、世間に多いやうすだが、以の外の事である。前申した通り、子宝と申て、子供など大切な宝はありはせぬ。夫れを脱胎して、かせぎだして身上を仕あげたといふ人は、聞た事がありませぬ。子供をたんと育て、置けば、年寄た時のたのみになるである。脱胎をしてからだを悪くして、病身になつた人も、世間に沢山有ます。譬ば里芋を作て、親芋を大きくしやうと思て、子芋が付とはかきとり、

子芋が付とはかきとりして、御らうじろ。夫で親芋が大きく成はせぬ。却て親芋も枯てしまいます。是は天理で有ますから、さういくべきはづである。さて此角力も、犬の方へ軍配が揚ります。さて〳〵御氣の毒な事

である。此旧弊も此度御一新に付て嚴重の御布告が出て、以来は人間の方へ軍配の揚るやうに、御ひき下さるといふ有がたい事である。東西〳〵、東々娘を女郎に売たおや一人、西々獵師の為に痕を受ながら、子を負てにげる親猿一疋、なんと金がほしいからとて、娘を遊女に売て、人のなぐさみ者にして、同じ人間だと思て居るといふは、大きな心得違ひで有ます。此遊女がある故に、其風を見習て、男にはだをゆるす事を、なんとも思はぬ女も世間に沢山出来るである。夫れに競べて見ると、此親猿が痕を受ながら、子供を負てにげるといふは、殊勝な事で、金がほしくて娘をうる親は、人間はづれで、御氣の毒だが、猿の方へ軍配が揚ります。扱これも当今は、娘を遊女に売といふは、其よんどころない所以あつて、夫で孝行になるといふ事でなければ、御許のない事になりまして、人間の方へ軍配の上るやうに、御心配下さる、あ

りがたい事であります。扱説教が斯やうに滑稽に流れまして、御はづかしい事で有ります。夫と申も右読上ましたる歌の意を、明らかにさとさんための老婆心である。

五、日本紀<sup>三</sup>云、食<sup>ハ</sup>者天下之本也、黄金万貫<sup>モ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>療<sup>レ</sup>ス飢<sup>ヲ</sup>、白玉千箱<sup>モ</sup>何<sup>ソ</sup>能<sup>ク</sup>救<sup>レ</sup>冷<sup>ヲ</sup>

今読上たるは、宣化天皇様の詔である。廿九代武小伝  
國押唐天皇此詔に

付て御教則の内、敬神と申す事を演説いたします。扱只今読上たる詔の御文を吾々が言葉を以て申し演る時は、衣食は天が下の宝の本で、たとへ黄金が万貫あつたとしても、食物がなくては、飢を療<sup>シ</sup>ことは出来ませぬ。又白玉などの結構な玉が、千箱有たとしても、何<sup>ド</sup>して寒<sup>コ</sup>に冷<sup>ハ</sup>た人が救はれやうぞと申すことで有ます。是は其ころ世間の人が、衣食の尊きことを忘れて、只金さへ有ればよい、玉さへ有ればよいと思つて、金銀や玉などを宝のやうに思て、五穀の貯<sup>ツク</sup>もなく、衣服の用意も致さぬより、斯る詔が有たである。扱世の中は、いつも〳〵豊年ばかりは居ない。折々凶年が有て、五穀の用意がない

と、金が有ても困ることが有ます。昔も今も人情は同じことで、道具好の人は、自分の気に入った物を見ると、衣類などを売払つて、買ことも有である。是は以の外の心得違ひである。此詔の如く、衣食は天下の宝の本で有ります。夫は私が申さずとも、是は各方がよく御存じの通り、裸で食ケずに居ては、金を抱ても玉を抱ても、一日も居れぬである。斯れば食物と着物とは、性命キミツを有の本で、世の間の宝なる事が、眼前よく分つて居ます。さすれば此衣食は、大切に致さなければならぬである。

扱この衣食を大切と思はば、其衣食を御始めあそばしたる神様の御恩頼を報い奉らなければならぬである。其衣食を御始遊ばしたる神様の御名は、保食の神とも、大氣都比売の神とも、豊受姫の神とも、宇迦之御魂神とも申して、世俗に稲荷様と申は、此神様の事であります。

山城の国紀伊郡稲荷山に  
齋し此神様を稲荷の神と申す 扱此神様の衣食を御始め遊ばしたる

ことは、古事記に、爾ニ大氣都比売、自ニ鼻口ノ及尻ヲ種々ノ味物ヲ取出テ而、進ニ時ニ速須佐之男ノ命、立ニ伺ヒテ其態ヲ為ニ穢汚ノ而奉進ト、乃殺キ其大宜都比売ノ禊、故ニ所ニ殺神ノ於身生レル物者、於レ頭生レイ蚕、

於ニ目一生稻種一、於ニ耳一生粟、於レ鼻生ニ小豆一、於レ陰生レ麦、於レ尻生ニ大豆一、故ニ是ニ神産巢日御祖ノ命、令テ取レ茲ヲ成レ種ト、とあります。是は大略で、

旧事紀には、此時馬牛桑ノ木等も生ナれると、記して有ます。扱この大氣津姫の神様は、鼻口尻より種々の食物を出して、須佐之男の命様に御上げ申したに付て、夫れを須佐之男の命様が、きたないと思召て、御殺しなされたである。是を穢いといふは、おそれながら須佐之男の命様の、清淨僻とか潔僻とか云類では、あるまいかと存じます。鶏の卵は尻から出、蜂蜜は尻からも口からも出ます。是を人が賞翫致しますから、敢て是をきたないと思召りもいはれませぬ。然し須佐之男命様が、是を穢いと思召て、御腹を立て殺したればこそ、其御体より、五穀も蚕も生じたである。扱又此五穀も蚕も、人の手にかけて殺さなければ、食物にも着物にも成ませぬ。其殺されるのは、石川五右衛門を見たやうに、毎日々々釜うで、有ます。此のはこびに付て考て見まするに、此大宜都比売の命様は、衆人の命を繼ツいで助やうとの思召で、須佐之男の神様の潔僻を御存じでありながら、わ

ざと尻口より出した物を奉て、腹をたせ殺されて、からだより五穀や蚕を生して、衆人に衣食を与へて、飢も冷もせぬやうにと、御守り下さる思召で、殺され給へる事と、察し奉られるのである。扱その殺され給ひて、御からだは、五穀となり、牛馬となり、蚕となり、あとに残した御霊を、宇迦之御魂の神とは申すである。かやうな詛を聊でも承知致して見ると、此神様は、衆人の為に御命を御捨遊ばされて、衆人をうえず冷へずと、御恵み下さるといふは、有がたい事であります。爰の処を篤と承知致して、朝夕此神様の御恩頼を思ひ奉るやうに致したい物である。夫にして「も」今日大飯を食て、安閑として遊で居るといふ道理はないといふ事が段々として来て、家業を勤める事が出来ますから、何卒此詛は人にもしらせたい物である。処が中頃天竺から、仏法が渡つて以来、何もかも難有ことは仏法に取れてしまつて、米を菩薩といひ、仏の力で出来たやうに、心得る人も有まするが、さうではない。其証拠は、近頃天竺米が渡つて、夫れを食た人は其味を知てゐる通り、日本米に比べてみると、うまみがないので、其甲乙がよくしれる。是で五

穀は、神様が御始めあそばして、日本が本だと云事がよく分ります。此ついでに申す事があります。是までは世間の人が、仏法にはよく迷つた物で、かやうな結構なよい食物をたべずに、木の実を食て念数をつまぐる人を、木食上人だと云て、殊の外尊いやうに取はやしまするが、五穀を食ないからとて、身が尊くなるといふ事はない。夫は世界国尽に、アフリカ洲の内なる戸里堀といふ処の人は、粟を常食とするとありますが、其国の人は、尊い事も何んにもありません。夫でよく分つて居ます。扱木食上人に迷つた可笑いなしが、有ますから一寸致します。昔大家の女房が、木食上人を信仰して、何卒あなたの食残しを、少しいたゞきたいと申て、食残しの杏を半分貰て来て、亭主が病氣あげくで、ぶらぶらして居るゆゑ、今日は難有い物を頂戴して来ましたから、御戴きなされと云て、彼杏を出しますると、鹽漬などして、其杏を食ました。然る処が忽ち総身が痛み出して、寝ても起ても居られませぬ。夫故まづ医者をして、見て貰た処が、其医者の中には、是は定めて食合せであらう、鰻は不食やと問ば、食たりといふ。鰻と梅

とは毒じやが、夫をしらずやと問ば、よく知て居るといふ。何故<sup>ナゼ</sup>また知りつ、食た物じやと問ば、難<sup>ナ</sup>し有い上人さまの賚<sup>サシ</sup>じやと申に付て、差合を失念して食<sup>タ</sup>たと申します。実に迷て居る人には困り入ります。扱説教が脇道へはいつて、本の道へ帰りにく、成ましたが、コウト夫々先刻申した通り、食物は此世の宝で有ますから、農夫衆は沢山に作り出して凶年にも飢ないやうにして貰いたうある。世の中はいつもく、豊年ばかりでない。書物を見ると、恐ろしい凶年が有ます。推古天皇様<sup>三十四代</sup>の、三十四年といふ年の六月、大雪が降て、五穀が枯た<sup>四代</sup>と有ます。また聖武天皇様<sup>四十四代</sup>の天平四年は夏旱<sup>ヒドク</sup>で、五穀が登<sup>ト</sup>らず、諸国飢饉<sup>イゼン</sup>だとあります。かやうな事は、今から先きもいくらか有ますから、其時の要意に、国中に五穀の満てゐるやうにしたい物である。扱かやう申すと、夫は昔のこと、当時は異国と交易をして居れば、日本に米が尽ても、金さへあれば、前年の通り、異国米で食続<sup>シヅメ</sup>くからと、申す人もありますが、夫は心得違ひである。国になくては困ります。少くとると、家になくても困ります。たとへ其日ぐらしの売人でも、

今日<sup>ケフコ</sup>食米を今日<sup>ケフコ</sup>買ては、差支が有ます。夫は遂明治四年の事だが、誰が云出した事やら、一日二日の内に、一分札が十匁になるといふ流言が有て、夫で一分札を持って買物に行と、何屋でも一切売ない、其時一分札ばかり持て居た其日ぐらしの者は、宵<sup>ヨ</sup>に米を買ないばかりで、一日飯を食ずに居た事がある。又先年下総の国が満水で、刀根川<sup>タヅ</sup>の堤が切れて、水が軒端まで付た事がある。其時逃はぐつて、木に昇て水難をしのいだ者が二人ある。一人は榎の大木に昇り、一人は松の木の太木に昇て、互ひに助船の来るを待て居たが、遂に来ず、二日三日もたつ間待て居ると、榎の上に居る人が、腹がへつてたまらなくなつて、松の木の太木に申には、見ればおまへは、何か食<sup>タ</sup>て居るやうすが何をたべます。ハイ私は飯櫃に飯を沢山入て、背負てのほりましたから、当分は食物には困りませぬが、其替り大切の金を忘れて来ましたといふ。榎の上の人これを聞て、私は金をば纏めて残らず首にかけて、持て居りますが空腹で困ります。握飯<sup>ユヅメ</sup>一つを二朱で買ますから、三つばかり売て呉ると申しませと、どう致して、是は命の祖<sup>オヤ</sup>で有ますから、上られませ



ぬといふと、夫はどうよくな、平生とてもよい中で、今日に限て左様の御あいさつとは、夫はくひどい物である。人は死ても吾さへよければよいといふ、思召と見えますると、理屈をいはれて、イヤ左様被仰ては一言もござらぬ、左様なら何程なりと上ませう、どうして御取なさる、左様手はとゞかず、投て貰た処が、木の枝は邪魔になるし、此様な時には、手長嶋の人か、猿猴ならよかるうと云て、身もがいて居たと申事である。じやに依て、金があつても食物が無ては困るである。例

六、御教則の内、天理人道を明にすべき事、と申すことを、聊か演説致します。扱天理人道を明にするには、第一に学問を致して、第二に衆人に交つて角がとれて、第三に私を去て公平の論を立る。こゝで天理人道が明に成ます。就ては学問の御話から致します。先つ学問をしると云御布告を読上ますから、篤と御聴聞なされ、人々自ら其身を立て、其産を治め、其業を昌にして、以て其生を遂るゆゑんのもの他なし。身を修め智を開き、才芸を長ずるによるなり。而て其身を修め智を開き、

才芸を長ずるは、学にあらざれば能はず。是れ学校の設あるゆゑんにして、日用常行言語書算を初め、士官農商百工技芸及び、法律政治天文医療等に至るまで、凡て人の営むところの事、学あらざるはなし。人能く其才のあるところに応じ、勉強して之れに従事し、しかして後初て生を治め、産を興し業を昌にするを得べし。されば学問は、身を立るの財本ともいふべきものにして、人たるもの誰か学ばずして可ならんや。夫の道路に迷ひ、飢餓に陥り、家を破り身を喪の徒の如きは、畢竟不学よりして、かゝる過ちを生ずるなり。従来学校の設ありてより、年を歴ること久しといへども、或は其道を得ざるよりして、人其方向を誤り、学問は士人以上の事とし、農工商及び婦女子に至つては、之を度外におき、学問の何物たるを弁せず。又士人以上の稀に学ぶものも、動もすれば国家の為にすと唱へ、身を立るの基たるを知らずして、或は詞章記誦の末に趨り、空理虚談の途に陥り、其論高尚に似たりといへども、之れを身に行ひ、事に施すこと能はざるもの少からず。是すなほ沿襲の習弊にして、文明普ねからず。才芸の長ぜずして貧乏破産喪家

ヒラケユエ

の徒多きゆゑなり。是故に人たるものは、学ばずんばあるべからず。之を学ぶには、宜しく其旨を誤るべからず。之に依て今般文部省に於て、学制を定め、追々教則をも改正し、布告に及ぶべきにつき、自今以後、一般の人民、必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめんことを期す。人の父兄たるもの、宜しく此意を体認し、愛育の情を厚くし、其子弟をして必ず学に従事せしめざるべからざるものなり。此御布告は、明治五年七月、太政官より仰出されたる文である。是は府県を初め、村々大区小区に於て、夫々学を取設け、一人も不学の者なく、人の人たる道をしらしめ、家産を破らざるやうの、御工風でありまして、難し有い御事である。諸国小学校を設られし事は、履中天皇様の御代十八代去来 德別天皇の四年に、始置三史官於諸国一、とあるが初である。また嵯峨天皇様の五十二代御后嘉智子様と申上た御方は、贈太政大臣、橘清友公の御息女で、御学問を御好み遊ばされ、学校を御取設あそばされて、橘氏の子弟をして、学問を勉励なさしめ給ひ、また平城天皇様の御孫、中納言在原行平様と申す御方も、御学問が御好で、奨学院といふ学校を御立な

されたである。扱この二の学校は、村上天皇様、六十二代御称誉あらせられて、嘉智子様二十の御立遊ばされたる学校を、康保元年詔が有て、大学寮の別曹となされ、在原行平様の御立なされたるを、応和三年に資給を賜ふと有て、其費を御下げ下されたである。且又その学校を、勸学院に准ぜよとの詔が有たである。勸学院と申は、嵯峨天皇様の十二年に、橘冬嗣公様の立られたる学校である。是らの事をも考合せて、当今の御布告に随ひ、分相應に学問を致すが宜である。只今読上たる御布告に有る通り、其身を修め智を開き才芸を長ずるは、学でなければならぬである。然るを世には、学問は上つ方の事で、下賤の者は今日の渡世の上に於ては、無用の物のやうに思て、学ばない者が多いである。是は大いなる心得違ひである。学問あれば、あるやうに智慧が付き、才芸が長じて、家を起す基となるのである。夫れはすること為すこと、一々に当るからのことであります。去ながら、中頃学者の風儀が悪く成て、彼の飲中八仙歌の人物の風儀が押移て、大酒を呑で詩を作る事が達者だと、夫れで大先生の積りで居るやうに成てから、師匠が酒を呑めば、弟子も

吞ねはならぬやうに成て、修身齊家の教は、横の方へ行て、放蕩無礼の徒となる書生も出来たである。夫はその世の事、当今は学問の仕方が別に改まつて、左様な無調法はない。学問を致したものと、しない者とは、何をさせても学だマシと学ばないと、大きな違ひで、譬へばこやしをした作物と、こやしをしない作物をみたやうに、めつきりと分つて、不学な人は腹がからで、学問をした人の腹はみがあるので分ります。又学問をした人と、しない人と競べてごらうじろ。学問をした人は、人に法外なる事を云かけられても、勘弁が有て、温順な掛合をするから、喧嘩が出来ぬが、不学な人は、忽に腹を立つから喧嘩が出来る。喧嘩をするといふは、畢竟理が分らないからである。夫れに付て一つの晰しがある。昔し親子喧嘩をして、遂に親を殺した者があつた。夫れを御上で召捕て、白洲へ呼出して、一と通り吟味の上、役人申渡には、子の身分として親に手向ひ、あまつさへ親を殺すとは不埒千万なり。其余は吟味に及ばず、御法の通り陳申付ると申すと、其親殺し頭をあげて、其役人の顔をつくねんとして見て居るから、役人其親殺しをにら

み付て、不埒な奴だ、恐れ入つたかと申しますると、恐れ入ませぬと申すから、コリヤ、ヤイ親を殺して恐入ぬとはいかゞなり、其わけ申上ると申すと、親殺しの申すには、私の親は、無理と無法で、以て子供をいじめやうとするから、喧嘩と成て、遂に死だである。親子同士の喧嘩で見れば、親が死ぬか子が死ぬか、二ツ一ツである。どつちが死でも、内わ同士だ。夫れを他人がとやかくいふすぢが無い。他人の親でも殺したではなし。御上もやつぱり親と同く、無理を通す積りと見える。恐れ入ませぬと申すから、御上に於ては、不学にして理のわからぬ者には、さとしやうがないに依て、役人も理解に当惑いたし、しはしありしが、コリヤ、ヤイ其方のやうに理の分らぬ者は、論しやうがない、理の分るまで、入牢申付ると申すと、親と御上は無理だしかたがない、牢へ往ませうと申すから、一と先つ入牢申付置て、篤と考へた処が、たとへ親殺といへども、当人罪に服せざるに於ては、殺すといふ事が出来ませぬから、当人の罪に陥る工風を考へましたる処が、不学故、理が分らぬなれば、彼れに学問をしこみ、理の分つた上で、罪に行ふより外なしと、

評議が決著して、儒者に申付て、明日より彼れに孝経を教へよと有て、牢内より呼出して、孝経を教へた処が、一くだりに百べんづゝもか、つてやうやう百日ばかりにして、とう／＼素読が仕上げとなつて、夫より講釈と相成まして、身体髮膚受<sub>二</sub>之<sub>一</sub>の<sub>二</sub>父母<sub>一</sub>、不<sub>二</sub>敢<sub>一</sub>テ毀傷<sub>セ</sub>孝之始也、立<sub>レ</sub>身<sub>ヲ</sub>行<sub>レ</sub>道<sub>ヲ</sub>揚<sub>ゲ</sub>名<sub>ヲ</sub>於<sub>レ</sub>後世<sub>ニ</sub>、以<sub>テ</sub>顯<sub>ス</sub>父母<sub>ヲ</sub>孝之終也、さて身体とは、吾が身の事で、即此五体の事だ。髮膚とは、髪はかみの毛、膚とは、はだへの事、受<sub>二</sub>之<sub>一</sub>の<sub>二</sub>父母<sub>一</sub>とは、おとつさんやおかつさんに貰<sub>ハ</sub>た、此からだ、といふ事、不<sub>二</sub>敢<sub>一</sub>テ毀傷<sub>セ</sub>とは、疵付やぶるなといふ事で、髪<sub>の</sub>毛一本でも、父母の寶だから、猥にそこなふな、そこなはぬやうにするのが、孝の始と申す事じやと申すと、夫は先生違ふて居ませう、なぜなれば、近所に火事が出来て、火が、りでもすると、かみのけ杯は、一本もなくすることがあります。夫では孝行にならないと云てみると、火事を防ぐことは出来ない。又百姓をして草かりに往と、かやで手を引裂き茨<sub>イバツ</sub>で手足を毀<sub>レ</sub>ることは、度々有ます。夫をいとつて、ねらいくらひをしたら、百姓は出来ませぬ。してみると、書物に在る

事も、やつぱり無理だと申しますると、先生につこりと笑て、是は感心、さう議論が立てくれば、学問した印が有のだ。猶委く申さう、今申た処は、逐一通りのこと、浅より深きに至れば、五刑の類三千、ナンダ先生甚<sub>ビ</sub>くむづかしい、浅きより深きに至れば、五刑の類三千とは、なんと云ことであります。五刑とは、人を刑罰に行ふ法が五つ通ある。斬罪だの、流罪だの類、これを微細にいふ時は、三千となる。其の内片に鬢<sub>ビ</sub>そり落して、役に使ふものあり。刑<sub>ミ</sub>もあり、剗<sub>ハ</sub>もあり。かやうの刑罰を受る事の無<sub>ク</sub>やうにと身を守る人を、敢て毀傷せずと云て、是を考之始とす。立<sub>レ</sub>身行<sub>レ</sub>道とは、道は天下の大道で、内に居る時は父母に仕へ奉り、出て奉公しては、君に忠を尽すの類、これを道を行ふといふ。立<sub>レ</sub>身とは、立身出世の事で、其立身出世には、種々あるが、先の下ざまの事で云ふて見れば、何の村にも名主<sub>コチヤウ</sub>も有れば、定使もある。名主は貴きもの、定使は賤きものとしてある。其賤き定使が出世して、貴き名主となる。是が立身出世といふものじや。揚<sub>二</sub>名<sub>一</sub>於<sub>レ</sub>後世<sub>一</sub>とは、道を行て善事をしたことを、後世に語り伝へて、名を残すをいふ。以<sub>テ</sub>顯

父母<sup>ヲ</sup>一孝之終也とは、定使が出世して、名主に成たに付、隣村の人々が、夫を不思議に思ふて、取々に評議する時に、其父母の名が出て、彼人の親等といふ者は、定使をしてこそをれ、夫れはくよい心掛で、是までの定使は、日暮<sup>トシ</sup>に隣村へ、廻状でも持せてやると、態<sup>マツ</sup>と夜に入て帰て来て、ろうそく代だの、したく代だのと云て貰ふから、村の掛りが嵩<sup>カサツ</sup>で、出る事が多いが、彼人の親御<sup>オユ</sup>が定使をしてからは、左様な事がなく、村の掛り物が少くなり、万事正直にするに依て、村役人も夫に感心して、万事正直を本として、役儀を勤める故に、彼の村に於ては、争動といふ物は一ツもない。夫に付て村役人も小前の者も、彼人のむすこを村役人にしたら、猶さら村の為に成であらうと云て、見立て、以て村役人に成たである。彼人の男子<sup>ムスコ</sup>さんと云ふ方は、さういふ親のしこみで育つた御人だから、曲た事は更にきらひで、結構な御方である。してみると親のしこみのよろしいは、難<sup>レ</sup>有ものじやと云て、父母の名を顕す。是を孝の終とするである。是を聞いて彼の親殺し、涕を流して、ていとうし、此の御講釈を承ては私のやうに親の悪き事を他人に徴<sup>アタ</sup>し、

あまつさへに親を殺し、我身をかへりみざる大罪人、不孝の罪、一日も片時も、生て居べき道理はなし、早く御法に行ひ下さるべしと、此時始て恐入たである。学ぶと学ばざるとは、かやうなものである。此れ親殺も、孝経を百日先きに読だならば、孝行者となるべきに、百日の違ひで、不孝と成て身を果したるは、可<sup>レ</sup>惜ことである。

### 三則百談卷之一終

### 三則百談卷之二

大原野神社権宮司兼中講義小池貞景述

七、古事記ノ序<sup>ニ</sup>云、夫混元既<sup>ニ</sup>凝り、氣象未<sup>アラハレ</sup>效、無<sup>レ</sup>名<sup>モ</sup>無<sup>レ</sup>シ<sup>モ</sup>為<sup>モ</sup>、誰<sup>カ</sup>知<sup>シ</sup>其形<sup>ヲ</sup>、然<sup>シテ</sup>乾坤初分<sup>レテ</sup>、參神作<sup>シ</sup>造化之首<sup>ヲ</sup>、陰陽斯<sup>ニ</sup>開<sup>テ</sup>、一靈為<sup>リ</sup>群品之祖<sup>一</sup>、今読上たるは、太朝臣安麻呂先生の文である。此文は先代の旧辞に依て、述べられたる文で、神代の古伝説である。此文に依て、御教則の内なる、敬神と皇上を奉戴する事を、演説致しまする。夫れ混元とは、天地未<sup>レ</sup>分<sup>レ</sup>

ときを申します。氣象未<sup>アヘレ</sup>效<sup>レ</sup>とは、陰陽の氣もいまだあらはれざる時の事、無<sup>レ</sup>名<sup>モ</sup>無<sup>レ</sup>為<sup>モ</sup>とは、天地も出ず、陰陽二氣の氣候も無<sup>レ</sup>が故に、無<sup>レ</sup>名<sup>モ</sup>無<sup>レ</sup>為<sup>モ</sup>である。誰<sup>カ</sup>知<sup>シ</sup>其形<sup>ヲ</sup>とは、天地と成らうとする物が、一つに混じて在た時の事を申します。然<sup>シテ</sup>乾坤初<sup>テ</sup>分<sup>ル</sup>とは、其混じて在たる一物が清明<sup>スミキヨク</sup>なる物は昇て天となり、重<sup>オモクニシ</sup>濁<sup>レ</sup>る物は降<sup>タゲ</sup>て地と成たるを申します。乾坤とは、天地陰陽と申すことである。三神とは、いまだ天も地もない先より、世の間に御坐なされたる、天之御中主の神、高皇産靈神、神皇産靈神、三柱の神様を申します。作<sup>ス</sup>造化之首<sup>ヲ</sup>とは、此神様等<sup>ヲ</sup>が造化の徳と申て、いはゆる一元氣一元水の氣水の恵を以て、先天地を御造り成れたる御徳を申します。陰陽斯<sup>ニ</sup>開<sup>ク</sup>とは、天地が即陰陽、陰陽は即男女で、地の陰氣と天の陽氣とが、一つになると、草木が生じ、虫けらが生じ、一切万物が生じるである。是を造化と申します。夫<sup>ソ</sup>で先此の三柱の神様が、最初に天地を御造り成されたる事は、人間に男根女陰<sup>ガ</sup>在て、子供を造るが如く、天地は万物を造る道具である。二靈為<sup>リ</sup>群品之祖<sup>一</sup>とは、二靈は、伊邪那岐、伊

邪那美の神様を申します。始て此神様が、御夫婦と御なり遊ばされて、人間を初め<sup>ヨコソ</sup>万の物を御生み遊ばされて、夫が万物の祖となりて、夫より以来、人は人を生み、馬は馬を生み、瓜の蔓<sup>ヅル</sup>に茄子<sup>ナスビ</sup>はならぬやうに成たである。是を群品の祖と申すである。これは造化の徳ばかりでは、いきませぬに依て、造化を転じて、胎生と申して、腹から子を生くことを、御始なされたのである。然れども其大元<sup>オホモト</sup>は、造化の三神の御徳にあることである。其訳は、御名の上でよく分ります。さて天之御中主の神様は、大空<sup>ソラ</sup>の真中におゐでなさりまして、自然と運動の氣を御発し遊ばされて、その氣に依て、物が生々いたします。夫<sup>ソ</sup>で高皇産靈神様は、高く北の方の左に御着座遊ばし、神皇産靈神様は、低く南の方の右に御着座あそばされて、男の昇る氣と、女の下る水とに依て、万物を御生あそばさるゝである。産<sup>ムス</sup>とは、草むす苔<sup>コケ</sup>むすなどのムスと同じく、生ずることを申します。ビとは、産<sup>ムスビ</sup>靈と続きますが故に、濁<sup>ニゴリ</sup>てビと申しますが、実はヒと清<sup>ス</sup>むことばで、魂<sup>タマ</sup>または火水の火、月<sup>ツキ</sup>日の如く、靈妙不思議の徳を申します。此神様は、万物の父母でおいでなさ

る御徳を、産霊と申します。夫れ故吾々が夫婦の中に出来た子も、其元は、此神様の御授け下さつたる御種ゆゑに男をムスコと云ひ、女をムスメとは申すである。かやうに産霊神様を始め、伊邪那岐、伊邪那美の神様が、万物を御造り下さると云は、皆人の為である。人とは、上は天子様を初め、下万民の事を申します。是を以て見ると、神様の御恩と申すは、厚いと申てよからうか、深いと申てよからうか、申すべきこともないほどの事である。此御恩を報ずるには、天下の物は一品も吾が物ではない、皆神様の物じやと心得て、聊かな物でも、大切に致さなければすまぬである。そこで又万物の生ずる此国を、天照大御神様が、皇美麻邇々杵命様に、御授なさる、時の詔に、此豊葦原の瑞穂国は、汝往てしらすべき国なりと仰られて、宝祚之隆、当下与<sub>二</sub>天壤一無<sub>一</sub>と窮と仰せられて、天下の人民は、残らず天子様の物である。叔人民が天子様の物で見れば、人民の所持の物も、また天子様の物である。されど夫を天子様が取り上げやうとは遊ばされず、永く人民に持せて下さらうと、御世話下さるである。斯れば一切の物は、神様の<sub>タマモト</sub>寶と天子様の

賜物である。此道理を篤と承知いたして、神恩君恩の、ありがたい事を知るがよいである。然るを時移り世変るに付て、古の事を忘れて、只人智の私を以て論を立て、吾れは何学だの、何先生の弟子だのと云て、氣隨に論を立てる人が多くなつて、神恩や君恩の難<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>ことを、しらぬ学者が多く出来たには困ります。夫に付て一つの斷が有ます。近きころある処で、諸先生の弟子が落合て、主人の取持に預つて、一夕学問<sub>イダク</sub>話を取しくんだ時、互にまけぬ氣になつて、議論をいたしましたが、やがて食事と成て、各々膳に向ひました。其時一人の書生が皿に付た鮭の塩引を、彼方<sub>アツテ</sub>を少し、此方<sub>コソテ</sub>を少しと喰さして、凡そ半分ほど食て、膳を下るを見て、一人の書生が申すには、些<sub>チヨ</sub>と其膳を御見せ下されと、つくぐと見て、是はけしからぬ。君の食事は何なることである。僕杯の浅き了簡を以て申す時は、此塩引の食残<sub>イダク</sub>しは、明日頂戴<sub>イダク</sub>まするから、此俵さし置下されとか、給仕の者に一言仰せられたならば、然るべき事である。然るにさもなくば、彼鮭は捨てしまつて、もつたない費<sub>ツツイユ</sub>と成ます。先刻君が御話では、費ほど無益な事はないと仰られたが、

此鮭の食散は、如何な訳で有ますと申すと、一人の書生の答に、僕が了簡は、師の教に隨て、少しでもひかへて食ますると、国中では多分の事と成ますから、夫が積つては、飢饉を防ぐの足合にも成らうかと存ずるであると申すと、一人の書生の申には、夫は尤な事じやが、かやうの食散しは、誰有て食る人もあるまいである。さすれば犬猫の口腹を養ふまでの事であらうかと存ずる。犬猫の食物には、鮭の塩引は分に過て如何と存ずる。僕などの了簡では、折角の主人が御馳走じやに依て、あくまで食て、明日宅へ歸ては、まづ当分の内は、何が無ても飯と汁で済すつもりである。さすれば当家の主人が、御馳走の甲斐もあり、また我が家の勝手元の足合と成て、夫が積ると、飢饉を防ぐの足合にも成らうかである。君のなざり方と、僕が了簡とは雲泥の違ひである。先づ君は此鮭は何処から来ると思召す。これは蝦夷松前の方から来る品である。夫を思へば、容易に得られる物ではない。夫をたやすく得られると申すものは、君恩でなければ出来ぬ事である。夫は当家の主人が、御客に鮭の塩引を振舞たいと思ひましても、蝦夷松前まで買には往かれ

ませぬ。夫を居ながら半分でも一と切でも、好きなほど求められるやうに成て、日本国中どの国にも、行き渡つて有と申すものは、君恩の有がたい処で、送状一本で、前金でも、荷物の来ない例がなく、後金でも荷物が届いて金を払はなひ人がない。爰が御上の御政事が行届いて、横ざまな事をする人がない故の事である。是を思ふと、君恩の有がたい事がよくしれます。又此鮭が君恩ばかりでは、我々が口には這入ませぬ。神様の御恩もある。夫はいかほど鮭が食たいといふても、神様が生じて下さらなければ是非もござらぬ。夫を彼地で沢山生じると申す物は、蝦夷松前のやうな不毛の地では、何ぞ産物がなければ、人の生活がたぬ。その生活の立つやうにと、神様がして下さるのである。して見ると主人の御馳走の鮭は、おろそかにはなりません。神の恵みと、君の恵みと、主人の恵みと、此三つの恵で食られるやうに成た物である。夫をかやうに食散し、つゝきちらして、臍を下るといふは、余り恩頼をしらぬと申す物ではござらぬか。いかゞであるといはれて、一句も出ないで赤面致したと申す話がありますが、尤な事で、神恩と君恩とをしるに



は、是はよい話である。是等の処を篤と承知いたして、敬神と皇上を奉戴するとの心を、ふり起すべきことである。例

八、日本紀ニ云、勅ニ皇孫ニ曰ク、葦原ノ千五百秋之瑞穂ノ国ハ、是レ吾カ子孫可レキ王タル之地也、宜ニ爾皇孫就テ而治一焉、行キタマヘ矣、宝祚之隆ハ、当下与天壤ニ無一窮上者矣、

今読上たるは、天照大御神様の詔である。此詔に依て、御教則の内、皇上を奉戴し朝旨を遵守すべき事を、聊か演説致します。扱この詔は、天照大御神様、高天原に於て、皇孫邇々杵の命様に、此の葦原の中つ国へ下り坐して、天下をしろしめせと申す詔である。千五百秋の瑞穂の国とは、此の皇国は、稲の穂の瑞々しく、結構に出来る国じやと申す事である。宝祚とは、天子様の御位に御即なされること。天壤の与無窮なるべしとは、天地のあらんかぎり動くことなく、御子孫の次々御相続あそばせと申す事である。此詔に依て君臣の差別が立て、君は愚といへども、臣として是をとやかくと評議すること

能はず。畏り奉仕して、君を輔佐し奉り、臣は賢といへども、君となること能はざる、御掟を御立遊ばされたのである。爰を以て吾が国は、此時よりして今に至るまで、皇統一系にして、天下を御治め来つたである。爰が吾国の有がたい処で、漢土天竺その余の国々では、王が愚だと、臣が軍を起して、君を凶して位に即く。其軍の度毎に、下も万民は難儀致すである。是の処を比べて見て、天照大御神様の、この詔のありがたいことを、承知致して、此詔の如く、君の御上を議することなく、仕へ奉るべき事である。また吾が天子様は、此世界を御照し遊ばす、天照大御神様の御子孫様の御正統で、天上より此世界へ御下りなされたる御方様で、外国の王とは、訳がらが違ひます。凡そ天下にありと有る国々、天つ日の光の御恩を受ざる国はないである。して見れば其御光を御放ちあそばす、天照大御神様の御子孫なる、吾が天子様をば、何の国の人も、吾が国の人の如く、尊敬せでは叶はぬ道理である。天子と申す御名称も、天つ神の御子と申す義で、此称は、吾が国の王様御一人の上に限る御名である。心ある者は、仮初にも外国の王を、天子などとは

いふべき事でござらぬ。かやう申ししたばかりでは、合点のゆかぬ人々もあらうに依て、いま一とわたり委く申さうである。其天照大御神様の御国と申すは、高天原と申て、今見る日の事で、俗に申す天道様の事である。其御光は、天照大御神様の御身より発する光である。然らば天照大御神様は螢の大なるではないかと、思ふ人もあるまい物でもないが、決してさやうな訳ではない、貴い姫神様である。扱その天つ国の出来たる始は、造化の三神の、造化の御徳に依て、空中に一つ物が生じて、その清明なる物は昇て天となり、重く濁れる物は下つて地と成たである。此の天即天つ日で、いはゆる高天の原である。是を下から見ると、火の玉の如く見ゆれども、火の玉ではない。一つの国である。是は古伝説じやに依て、少も疑はないである。夫を人智の推量を以て、火の凝た物じやの、陽の凝た物じやのと云のは、理に当らぬ事である。是を国じやと申す事は、日本ばかりでなく、漢にも、天竺にも有ます。天竺の説は、長阿含の世記經に、日宮殿、縦広五十由旬、宮殿四方遠見ノ故ニ円シ、二分天金一分ノ頗瓊、内外清徹シ光明遠照ス、正殿純金ニシテ高

サ十六由旬、日天子身ヨリ放テテ光明ヲ照ス于金殿一、金殿ヨリ光出テ照ニシ于日宮一、日宮出レシテ光ヲ照ニス四天下一、と有ります。此文に日天子身ヨリ放ニテ光明一とある。これは天照大御神様の御ことを申す。彼国の古伝説と存である。また漢土の説は、雲笈の日月星辰の部に、縦広二千三十里、金物水精量レ於レ内、流光照レ於レ外、其中ニ有ニ城郭人民一、と有である。かやうに外国にも古伝説が有て、火の凝た物だ杯と云説は、昔はなかつたである。又火の玉でない証拠は、高山の嶺に雪のあるので知れます。又火の熱さは限り有て、遠方まではあつくない。夫はあんだんの光で、家内中が真光でも、あつくもなし、物をほしても乾ないで知れます。是が天照光の及ぶ限りはあつくて、物をほせば乾ます。是が天照大御神様の御徳の尊ひ処で、其御光は大地へ照通りますると、忽ち熱をかます事、粧を造るが如である。扱天照大御神様の、御誕生のいはれを尋ねますれば、伊邪那岐、伊邪那美の神様の、御夫婦の中に、火の神迦具土の神様と申す、御子様が御生れなざる時に、御母伊邪那美の神様が、その御子様の為に、御身を焼れて、その惱の有様

が見ぐるしき故に、伊邪那岐神様に、七日七夜の間、私の姿をごらん下さるなと申て、岩穴へ御こもりあそばしして、御いでなさりますを、怪異く思召て、御らん遊ばしますと、夫を恥かしく思召て、人の往来のない、此国の下辺にある夜見の国といふへ、おいでなさりました。夫れを伊邪那岐の命様が御迎においでなされました。扱その夜見の国と申は、此地球の下辺にある国ゆゑに、至て穢い国である。其の穢い有状を伊邪那岐の命様が御らん遊ばして、その穢を畏れあそばして、早々此の国へ御還り遊ばされて、日向の国橘の小門と申す処で、その穢を払はんが為に、滌身を遊ばされたる時に、左の御目を御洗ひなされたる時、天照大御神様御誕生あそばされて、御身に御光が暉ておひでなされたるに付、高天原をしろしめせと詔が有て、天へ送る上奉て、永く高天原をしろしめす事と成て、夫より以来今の如く、天津日の御光で、世間の人が其御恵みを受けて、今日生々いたす事に成たである。なんと此御恩は深ひではござらぬか。其上その御子孫の御方が、此地球上の王様と御成遊ばして、天下を御治め下さる。是また深い御恩である。扱その天

照大御神様は、何れの御方様と、御夫婦に御成あそばされて、御子様が御出生なされたと申すに、天照大御神様は、造化を主宰する神様じやによつて、夫婦の中に御出来なされた、御子ではないである。其訳を聊か申さうならば、伊邪那岐の命様が、彼みそぎを遊ばす時に、左の御目より天照大御神様御生れあそばし、右の御目より須佐之男の命様御生あそばして、各御身に光明が赫々として、御生遊ばされた。是によつて天照大御神様には、高天原をしろしめせと詔が有て、高天原へ御送上奉り、須佐之男命様には、此地球上の国々をしろしめせと詔が有たである。然るを須佐之男命様は、御母の国、根の国へ御往なさりたいと仰せられて、御泣なさる故に、然らば思が随にゆけと、伊邪那岐の命様が仰せらるゝと、然らば姉の命に御目にかゝり、其事を申上て、其上根の国へ罷り越さんと申て、天へ御陟り遊ばされたる時、須佐之男命様の勇氣が励くして、天地振動して、其の音鳴はげしく、是に於て天照大御神様、大に御驚有て宜く、我が弟の来ること善心に非ず。必ず我が国を奪はんとて来るならんと。すぐさま軍の御出立に御なり遊ばされて、

安河ヤノカハ中に置いて、須佐之男命様に其由を御問あそばさる、と、その御答に、吾れに左様の悪心なし。只永の暇をこはん為、はるくくと雲路を分て上り来つるに、却て姉の命の御怒を蒙らうとは存じませぬと、御歎息あらせられると、天照大御神様の仰せられるには、汝が心の清く明き事は、何を以て知るぞと御問遊ばさる、と、誓て御子を生んと御答有て、清く明き心ならんには、必ず男子を得んと誓を立られまして、まづ天照大御神様の御頸玉ミソノタマの、御統ミタカの玉を請取て、天の真名井マナナノイにふり滌ツクて、咀碎クミクヅて吹なす気吹イフキの狭霧サヤギに、成生ナリマセる御子の御名を、正哉吾勝勝速日天の忍穗耳の命様と申す。此命様の御子様を皇孫邇々杵の命様と申すである。此御子様を天上より御下し在て、地球上の王様となされたである。是即御代々の天子様の御先祖様である。扱爰トクナに誓て子を生むと仰せられたることを、何方トコナに於ても疑はしく思ひまするが、是は造化の神様でおるでなさりまするに依て、かやう仰せられたである。扱こ、に天照大御神様の仰せらる、には、其生れたる男子は、物実我モノサヘが御統ミタカの王に依て生れたれば、自オノツカラ我が御子なりと仰せられて、御育あ

そばされたるに依て、天照大御神様の御子孫様とは申である。此の皇孫邇々杵の命様、日向の高千穂の峯に御下り在て、蒙昧の民を導き、夫より五穀の種、また蚕桑及び、民の為に無て叶ナツはぬ物は悉く御整オトシムあらせられ、或は山を平げ、或は水を流し、或は池を作りて、民を育ハゲツミ、何一つ不足なく、心安国ウラヤスクニと名にあふばかりの、大業を立られたである。此御大業を御立遊ばされたる事に付て、一と通り申す事がある。夫は斯の如く蒙昧の民を導き、世の間に無て叶はぬ物は、悉く御整へあらせられて、民を御育ハゲツみあそばされたと申すものは、畢竟我が為に遊ばされたる事、我が為は即人の為、人の為は即我が為である。是は天子様の御大業ばかりではなく、世間の事が皆斯の如くで、始て業を開いたる者あらば、其の流を汲ものは、本に報はねば叶はざる理である。じやに依て天子様の御大業の御恩は、下万民子々孫々に至るまで、忘れては相済ぬ事である。扱吾が天子様は、段々申した通り、世界を御照し遊ばさる、天照大御神様の御子孫で、天上より御下り在つて、此土の王様と御成遊ばされたる訳じやに依て、外国の王とは、天地懸隔の相違ある

事を篤と承知致して、外国の王は、其国の其時の王、我が国の天子様は、此世あらん限の王様で、此国は万代不易の都の地で、実はあらゆる万世界の大王である。さすれば、国も万国の宗国で、神代の時に伊邪那岐、伊邪那美二柱の神様の生成給へる国で、別段なる国である。然るを我が皇国は、国が小さいに依て、祖国ではあるまい。又外国人は物に巧で日本人などが及ぶ処でない。祖国にしては、こゝらの処がいかがじや杯と云ふ人があるまい物でもないが、夫はいまだ考のいたらぬ処で、小さくても玉は玉、大きくても瓦は瓦で、物の尊卑は、大小にはよらぬである。たとへ外国が大きからうが、人が巧であらうが、我が国は祖国じやによつて、広い国で物が十分に出来ると、自然と此国へ回て来るやうに、神様が置いて下さつたに依て、巧なる人が出来れば、吾が朝へ来りて、夫々御用にたつ。こゝが祖国の証拠である。譬ば王の京師は、西京でも東京でも何れにしても都下の里数は、二里か三里だ。夫に付て産物も高がしれてをる。又名ある人物も沢山は出来ぬ。したが王の都の尊い証には、加賀や奥州の如き大国で、産物が沢山に出来ると、

王の都へ自然とで、き、又国々に名人が出来ると、王の都へ招かずして出てくるである。是と同じ理で、日本は世界中の都で、万国の王が、夫れ々の珍しい物を貢奉り、或は代るく外国の王が来るといふは、参勤交代する事と見るが宜である。しかるを日本は小国じやに依て、事がたらぬと思ふは心得違ひである。吾が一身の内でも、尻が一番大いが、さしたる功もない。頭は小さくても、惣司だけの事が在て、目で物を見、口で味を知り、鼻で香をかぎ、耳で声をきく。こんな調法な処は外にはないである。しかるを地球の図などを見て、日本は亜細亞洲の島国のやうに思ふは、譬ば人の体を見て、頭は背中の瘤じやと云が如くで、愚なる極である。

九、三箇条の御教則の内、愛国と申す事を、聊か演説致しまする。扱愛国と申す文字は、持統天皇様の詔に、朕ヨメス嘉二厥尊ヒ朝ヲ愛レシ国売レテ己ヲ頭ニレトヲ忠ヲ、と有まして、是は筑紫の国上ツ陽ヤ咩メ郡の人、大伴部博麻と申す人が、天智天皇様の御代の三年に、百済国を救の役に当りて、其勤中に同勤土師ハジ富フ杼トといふが至て困急なるを患で、

己が身を売り本朝に還ることを得せしめし、其功を御賞し遊ばされたる御言葉である。叔尊<sup>ヒ</sup>朝<sup>ラ</sup>愛<sup>レ</sup>国<sup>ヲ</sup>とは、長い間百済国に滞留して、天子様の仰せじやに依て、百済の為筋<sup>タメヅ</sup>に骨を折り、勤功の立た上には、一日も早く国に還りたいと、同勤土師の富杼等と共に計り、天子様の事を思ひ、国の事を思つて、他国へ恥を残さないやうにと、勤められたる事を、是を尊<sup>レ</sup>朝愛<sup>レ</sup>国とは申すである。叔この愛国と申す事は、何れの国の人も無て叶はぬ事で、己が国をさしおき、他の国を愛するといふことは、理に於て無い事である。殊に我国は、伊邪那岐、伊邪那美の神様の生なし給へる国で、万事の物が外国に勝つて、悪い物が少く、善い物が多い。此日本は外国と違ひ、一箇国でも此国は住にくいと云国はないである。夫れ故都で生れた人も、山国に移つて住居する人も随分あるである。しかるを、外国は都と田舎とは、天地懸隔の違いで、山の中には猛獣が多くて人に害をなして困る事が多いである。此の弁別を篤と承知致して、外国の学問をするからとても、魂をば、いはゆる日本魂にして、外国を愛さぬやうに、この愛国の義を守らなければならぬである。

夫に付て御聞せ申す文がある。夫を読まするから、篤と御聞が宜いである。天之所<sup>レ</sup>覆地之所<sup>レ</sup>載、万国森羅而華夏蛮貊分<sup>ツ</sup>焉、何<sup>ヲ</sup>カ謂<sup>フ</sup>華夏<sup>ト</sup>、四時行<sup>ハレ</sup>百物生<sup>シ</sup>彝倫叙<sup>シテ</sup>而風俗醇<sup>シ</sup>、是為<sup>ル</sup>人<sup>ノ</sup>人<sup>ノ</sup>也、何<sup>ヲ</sup>カ謂<sup>フ</sup>蛮貊<sup>ト</sup>、其所<sup>レ</sup>履之天五氣不<sup>レ</sup>順布也、其所<sup>レ</sup>履之地、五穀不<sup>レ</sup>並生<sup>セ</sup>也、其食則腥羶、而其服則左衽、輕<sup>ニ</sup>賤<sup>シ</sup>君父<sup>ヲ</sup>崇<sup>ニ</sup>重貨利<sup>ヲ</sup>、纂弑相踵<sup>キ</sup>、争奪不<sup>レ</sup>絶、是為<sup>レ</sup>人<sup>ノ</sup>之物也、人<sup>ノ</sup>人<sup>ノ</sup>与<sup>二</sup>人<sup>ノ</sup>之物<sup>一</sup>、其尊卑醜麗之相懸<sup>ハ</sup>、不<sup>ニ</sup>亦彰然<sup>トシテ</sup>著明<sup>ナラ</sup>乎、維<sup>ニ</sup>我<sup>カ</sup>神聖之域<sup>ハ</sup>、摠<sup>ニ</sup>帝出之宸位<sup>一</sup>、鍾<sup>ニ</sup>乾元之精華<sup>ヲ</sup>、淳厚成<sup>ス</sup>俗<sup>ヲ</sup>、忠武<sup>ヲ</sup>為<sup>レ</sup>道、而君臣之義、猶<sup>シ</sup>父子之親、是以皇統<sup>一</sup>姓、鴻基不<sup>レ</sup>動焉、求<sup>ル</sup>之<sup>ヲ</sup>万国<sup>ニ</sup>未有如<sup>レ</sup>斯之美且<sup>ツ</sup>正者<sup>ハ</sup>、猗歟盛矣哉、これは大橋順、号を訥庵<sup>シヤン</sup>と申した儒者の、元寇紀略の序文の初段である。叔此文の意は、天の雨露の濡<sup>ワ</sup>を以て覆<sup>フ</sup>ところと、地の山川草木を載るところ、万国森羅して、空に星の有が如く多い。其中に華夏と申て、よい国があり、蛮貊といふてわるい国がある。何をかよい国といふぞとなれば、四時の氣候が正しく行はれて、是ぞ無いと云物がなく、百物生じ、彝行<sup>ズ</sup>ふべき人の道が立て、国の

風俗が厚い。是が人たるの人と申すものである。夫で又何をか悪い国といふぞとなれば、其戴く所の天は雨風暑寒暖の、此五の氣候が不順でまたその履ところの地は、五穀が出来ず。其食物は獸肉の腥ナシヤもので、其服は左衽で、君父を輕しめ賤しめて、利を貪ることを重じ、君を弑し位を奪ひ、互ひに勢を振つて争亂がたえず。是は人にして人にあらず。物といふものである。夫で人たるの人と物たるの人と、尊卑もよしあしも、爰で明に分る。時に神孫の御歴々の所知シヨシ此の国は、西洋の方から見ると、昔漢土でいふ、帝王の出たといふ、易の震の卦の方に當つて、東方にある国じやに依て、是が帝国といふ国である。鍾ク乾元之精華ヲとは、易の彖伝に、乾元万物資リ始とあると。又文言に、乾元者始而亨ル者也とも、元者善之長也ともあるが如く、善事を芽キヤせる基に本付きて人情が厚く、夫が習はしと成て、忠武を道とし、君臣の義は、父子の親の如く、離るべき物でないと道が立つた。是を以て君の御血統が永く続いて、天子の位が動かぬ。是を万国に競ケツて見ると、此やうな結構な国が有うかと、求るとありはせぬ。ア、よき事の盛なる哉と、

歎美したる文である。実に此文の如く、よい国である。しかるを外国の学問ばかりをして、自国の事を知らぬ人は、こゝらの訳を存せずして、我が国を小国じやに依て、広い西洋から見ると、事が小くチヤて不自由のやうに思て居るは、愚な事である。西洋などは国が広すぎて、却て便利が悪いである。夫に付て御断申す事がある。夫は明治六年六月、百七号の新聞雑誌に、外国新聞に、亞弗利加の内地には、いまだ人跡なき処少からずして、毒蛇猛獸の類甚だ多し。殊に小虫の中に、ロカスと云虫あり。此虫至つて微渺なれども、沙漠の中に生して、富饒の地に群飛し、到る処植物を食尽して、殆ど一青葉を見る事なきに至る。或時土地の政府、兵を出して、三十三万五千フシユル、凡我五万八千五百石計余を、捕へたれども、遂にこれを尽すこと能はず、脚下の塵埃も、尽く蝗かと疑はる、程なり。アラビヤ人の説に、此虫の形たるや、頭は馬に類し、胸は獅子に類し、足は駱駝に似て、腹は蛇の如く、尾はスコルピオンに類せり。且つ其両翼の上に、アラビヤの文字にて、我輩は鬼神の軍にして、各九十九の卵を生ず。若し今一を以て百とせず、全世界中の

生類を食尽さんと記せり。西洋にて獅子虎大象の如きは、人力之を制すれども、此の小虫は人力の能尽す所に非ず。実に奇怪なる虫なりと云り。此一事を見ても、我が皇国に劣れる事を知が宜である。扱漢土は西洋各国に競ふれば、よき国なれども、夫も皇国に比ぶれば、大に劣て居ます。其事を一寸申さば、禮記に、孔子過ニ秦山ノ側ヲ有婦人哭レ於レ墓者而哀シ、夫子式ノ而聴ク之ヲ、使ニ子路ヲシテ問レ之ヲ曰、子之哭スル也巷ニ似タリ、重テ有レ憂者一、而曰然、昔者吾舅死レ於レ虎、吾夫又死ス焉、今吾子又死ス焉、夫子曰ク何為不レ去也、曰無シ苛政一夫子曰、小子識レ之ヲ苛政猛レ於レ虎也、とあります。此文の意は、孔夫子、子路と申す弟子を供に連れて、泰山といふ山の側を通らるゝ時、婦人が墓所に哭て居る。其声が至て哀ききこゆるゆゑ子路を遣はして、その泣く所以を尋らるゝと、其の婦人が申すには、先年私の舅が、此山の麓で虎に喰れて死しました。その後又私の夫も虎にくはれて死しました。此二度また私の子供が、虎に喰れて死しました。夫でかなしうござりますと、申しまするに依て、その由を子路が先生に申上ると、孔夫子その婦人

に向つて申さるゝには、なぜ又三人も虎に喰はれて死るまで、其処に居て、他処へはなぜ去なんだと問ひますると、その婦人の申には、此の土地は苛政がなく、御年貢は安し、夫故よそへ行く気になりませんで、とうとう三人ながら、虎に喰れて死しました。夫れで哀しうござりますすと、泣々申し上る故、夫で孔夫子が、其言を子路に記しておけ、苛政は虎よりも猛と仰せられたのである。此一事に依ても、漢土などは住にくい事がよく知れるである。山国は虎が居て、かやうな難義な事があり、また虎の居ない土地の開けた処は、苛政と申て、政事が辛くて、年貢が多くて住にくひ。孔夫子が、此婦人の話を聞て、苛政は虎よりも猛しと歎息致されたで、彼国のやうすを知が宜である。日本は国がらが宜い故、国は小くても、産物が多い故に、苛政はなし。山が有ても虎は居ず。これほど結構な国はないである。じやに依て此皇国に生れた人は、国恩を忘れては済ぬである。

十、日本紀ニ云、乃興言曰ク、上ツ瀨は大疾、下ツ瀨是太弱、便チ濯ニ之中ツ瀨ニ也、



今讀上たるは、伊邪那岐の命様の御言葉である。是は伊邪那岐の命様、根の国に御往遊ばされて、其国の穢に觸給へるを、禊して其穢を祓はん爲に、其禊の御場処を、御見立遊ばされた時の、御言葉で有ます。扱上津瀬とは、豊前の国の早鞆浦の海水の逆巻処をいひ、下津瀬とは、何処とも知れがたい。中津瀬は、日向の国橘の小戸を申します。扱この中津瀬に禊し給ひしに付て、人道の事を聊か申します。まづ人の行ふ道の事に付て、第一に心得おくべき事が有ます。夫は何だと申しますると、上中下三つあります中ので有ます。夫が此の伊邪那岐の命様の、上つ瀬の疾きと、下つ瀬の弱きとを御捨なされて、程よき中津瀬に禊あそばされた、こゝである。世の中の事は、中ほどの程よき処でなければ、他の爲にも我が爲にも都合が悪いである。爰を先づ第一に心に、チャンと留置ねば成ませぬ。じやに依て伊邪那岐の神様も、こと更に興言して曰とは、仰せられたのである。此の言挙と申は、心に思ふ事を声に挙て、世の間の人に知らせることを申します。扱我が思ふ事を声にあげて、世の間の人に知らせやうとする事は、余程大切な事でない

ければならぬ道理であります。じやに依て言挙といふことは、猥りには出来ませぬ。夫を言挙すると申ものは、後世へ伝へて、恥かしからぬ教訓の筋でなければ、言挙は致さぬである。古の人は、こゝをよく謹みまして、言挙せぬ故に、我が国の事を、言挙せぬ国と申します。夫は万葉集の歌に、蜻蛉倭之国者、神柄跡言挙不爲国、雖レ然吾レハ、者事上爲云々、といふ歌が有ます。扱此歌に、しかれども吾れはことあげずとは、いふべからざる処なれども、止ことをえず申しますといふに、相当ります。かくの如く言挙と申すことは、容易ならざる事を申す言であります。さすれば此中をとりまする事は、大事のことである。是は吾国ばかりでなく、漢土も天竺も同じ事で有ます。漢土は御存じの通り、中庸といふ書が有つて、喜怒哀樂之未レ発謂之<sup>ラ</sup>中、と有て、私の無い処を中と申ます。天竺の説は三諦といふ教が有て、其中に中諦といふが有まして、中諦者統一切法<sup>ヲ</sup>と説まして、其次に真諦者<sup>ホトボク</sup>泯一切法<sup>ヲ</sup>と説き、其次に俗諦者立一切法<sup>ヲ</sup>と説て有ます。夫で挙げハ、即三、非<sup>ニ</sup>前後一也と説て有ます。真諦の真は、信

といふ字だ。俗諦の俗の字は俗人の俗の字だ。夫で真諦者混一切法といふが、夫に違ひない。世の間に誠といふ物を持出して競べられては、偽者や空言では通らない。夫で一切の法が混てしまつて、真の宗旨が行するかといふに、左様はいかぬ。俗諦といふ俗人が有て、己が智慧がない物だから、己が心で物の極がつかない。一切の法を立ていろ／＼な事を信じて、儒□やら仏だやら神道だやら、ムチヤククチャの人間が、かやうな人に真の事を語つて聞せると、却て疑を生じて信じない物である。総て誠と申す物は、正味ばかりで、色もないが香もないから、中人より以下の人には受取にくい。夫でどう致しても中でなければなりません。当分は此中を以て御政事を遊ばざる、故、一箇の宗旨では何事もいかぬである。じやに依て神官と僧侶と中よく付合て、説教を致すやうになりました。是より段々開化致してまいりました。僧侶と神官との中を取て、散髪が大分行はれます。物ごと中でなければなりません。朝夕の食物も、こわいと、やわらかいとの間の中が宜うある。塩かげんも其通り、からいと、あまいとの間の中が宜うある。立身出世

も其通り、昇りつめると又下るばかりじや。上ると下るとの中に居ますると、いつまで居ても安々と居られます。其外かぞへ立ますれば、中でなければならぬことは沢山ある。夫で各々方に此中を篤く承知致すやうに説教いたしたい事がある。夫は世間に君臣の中、親子の中、夫婦の中、兄弟の中、朋友の中、また商人中間などいふ中は、皆上中下の中でありまして、君臣父子夫婦兄弟は、遣ふ人と、つかはるゝ人じやに依て、天地懸隔の相違が出来るである。夫で其中を取て、上からも下からも勘弁を付て、互に運を付て見ると、丁どよき程に参ります。譬へば一尺の物なれば、上から五寸下り、下から五寸のほると、丁度真中の中に参ります。夫で中のよい君臣、中のよい親子、中のよい夫婦、中のよい兄弟と成ます。夫を君は君だと云ひ、親は親だと云ひ、夫は夫だといひ、兄は兄だと云つて、りきんで見ると、臣は臣だといひ、子は子だといひ、婦は婦だと云ひ、弟は弟だと云つて、何事も目上の世話になる積でをる。左様なつて見ると、上と下とが大相に隔て、夫で中の悪ひ君臣、中の悪ひ親子、中のわるひ夫婦、中のわるひ兄弟と成て、人

の道に叶はぬ事となります。殊に嫁姑などの中は勘甚である。御互に中を取て、中のよい嫁姑じやと、世間の人にも誉られるやうにしたいものである。朋友の中も中間同士の中も其通り、自分勝手の私を去て、互ひに歩行合さへすれば、是も中ほどに運が付ます。是を中のよい友だち、中のよい中間と申すである。此中によりまする事を、伊邪那岐の命様が、言挙して教へ置れたである。是を以て御代々の天子様に於ては、此中を以て、世の間を御政事遊ばされたる事は、數へ尽されぬ事である。其の一を申さば、天の兒屋根の命様の御子孫に、中臣の朝臣といふ姓を賜りて、神事の事を御ん委ね遊ばされて、専ら神祭りの事を御任に相成たである。其神祭は、政事の源で有ます。爰を以て神祇官を、諸官の上に置き、此の中臣の朝臣を以て、神と人との中を取て仕へまつらしめ、又君と人との中を取て、万民をして君に仕へしめたである。扱中臣とは、中取臣と申す意の言葉である。夫で此の中臣の朝臣は、各方も御存しの通り、中臣の鎌足公を始として、世々中臣氏は、朝政を取て、天子様にも用ゐられる物である。夫で祭政一致とは申すであ

る。中と申すことは、あらゆる如斯である。時に今一つ御断し申す事がある。夫は私の家に伝はつた盃がある。此盃を中とれ盃と申します。夫を一寸御目にかけます。此盃は漢土で陶淵明と云儒者が、造たと申す事である。此儒者は、酒が好で、詩が上手で、菊を愛したといふてよく人の知て居る人である。夫で此の盃を陶淵明が造た訳は、どうした訳じやといふに、此の盃は酒を入なければ、起て居ない。是を酒ずきの人が、酒を吞ないで居ると、鬱氣して寝眠なつて、起て居られぬに譬へた物である。此盃に酒を半分ほど入ると、起て居る。是を酒好の人が、程よく吞で居ると、氣血の順環がよく成て、鬱氣が開いて、陽氣が発して、寝ては居られぬに譬へた物である。夫で又此盃に満盈入れると、又倒れて仕舞である。是を酒好きな人が十分に吞と、酔て何もかも忘却して、其の上へ起てゐられぬに譬へたものである。是は酒吞を戒めの為に造た盃で、十分飲など申す事で、此の盃が半分入れば起て居るは、前申た通り、中でなければならぬ事を示した物である。扱此の盃を陶淵明が造た本とは、齊の桓公が廟に奇器といふ器が在て、夫が平生はねて居る。

夫に水を半分入ると起る。又十分に満るまで入れると、又倒れる。是を孔子が試て感心致された事が、孔子家語に載てある。此の奇器は桓公が座右の器で、死だ後に墓に納めた物と見えます。此器を桓公が愛した訳は、ヤツパリ世間の事は中でなければ、立ちがたい事を示した物である。夫を陶淵明が写して、盃に造た物である。只今其の仕方を御目にかけます。是はなんと酒好きな人には、よい戒ではござらぬか。何の国でも中は尊むである。

十一、日本紀<sup>三</sup>云、天皇順<sup>ニ</sup>考<sup>シテ</sup>古道<sup>一</sup>而<sup>ナシクマフ</sup>為<sup>レ</sup>政<sup>ヲ</sup>、云々

是は人皇三十六代皇極天皇様の、御政事ぶりを御書留に成た御文である。此御文に付、三条の御教則の内、敬神と申す事と、天理人道を明にすべき事と申すことを、演説いたすである。扱古道に順考するとは、古道を求め考るの義である。古道とは、儒道も仏道も渡らぬ前の、古道の事で、神様の御伝へ遊ばされたる、神道の事である。夫は此御代に早て、水が無て百姓が困た事がある。其時蘇我入鹿等が、仏法に依て雨を祈た処が、サツハリ験が

ない。夫で皇極天皇様が、仏法で雨を祈ることを、御淳止あそばされて、御自身に南淵河といふ河へ御往あそばされて、神道の法を以て、天神地祇に御祈りあそばされた処が、忽大雨が降て悦だといふ事が日本紀に記して有ります。ナント難有い事ではござらぬか。して見ますると、天下の事に抱はる大きい事は、神様の御恵でなければ、ならぬと見えます。何卒天下の人に、爰の処を篤と承知いたさせて、外国の法に於ては、慥なる永久の益のない事は自分の心で禁止して、決して為まじきこと<sup>トカ</sup>、心に鏡を下して、さて古道の難<sup>レ</sup>有い処を、一年に一つづ、覚えても、物心を知た十五の年から、六十一の一周の年まで覚ゆると四十六品覚える。拙者もかやう心掛て居ますから、神様の教の趣、また神様の御伝へ遊ばされた神伝で、漢方や西洋方で及ばない、奇妙な法を知て居ます。其中に馬鹿な男を、利口にする法と、醜婦<sup>ワルイヲシメテ</sup>を美女にする法とがあります。かやう申すと、何を山言<sup>ヤマゴト</sup>を云ぞと、思ふ人もあらうが、経験した上の事で、浮た事ではないである。愚なる男を利発にするは、学問を為るに在ます。醜婦を美女にするは、別に

一法が有ます。然らば左様な事が、神伝に有かと御尋なれば申します。古事記云、於是八上比売答八十神二言、吾者不聞汝等之言、將嫁大穴牟遲神二故爾二八十神怒、欲殺大穴牟遲神、共議而至伯伎之国之牛間山本云、赤猪在此山二故レ和礼共追下リ者汝待取レ若不待取者、必將殺汝云、而以レ火烧似猪大石而転落、爾追下リ時、即於其石所二燒著二而死爾其御祖ノ命哭患而、參上于天、請ニ神産巢日之命一時、乃遣鬻貝比売、与三蛤貝比売令レ作レ活、而鬻貝比売岐佐宜焦而、蛤貝比売、持レ水承而塗ニ母乳汁一者、成ニ麗丈夫二而出遊行矣、と有ます。此文の意を、俗語を以て述て見やう物なれば、因幡国に八上姫と申す、よい女子がござりまして、夫れを大穴牟遲神様の、庶御兄弟に八十神と申て、沢山御兄弟がありました。此方々が、八上姫様の、いはゆる別品なる事を聞及んで、夫れを女房にする積で、御出なされた。其時大穴牟遲の神様をば、従者にして御つれなされた。叔八十神等が面々其事を、八上姫様へ申し入た処が、私はあなた方の御話是不承知でござりまする、私はあなた方の御供に御連れなさ

りました。大穴牟遲神と、夫婦になりたいと存じますると申て、八十神等の申す事は、更に御承知が無かつた。処で八十神等が、大に腹を立た。だが女に嫌はれて腹を立て見た処が、ドウモしかたがない。処でそのトバツチリが、大穴牟遲の神様の方へ、かかつて、此野郎を活して置くと、おらが方へは靡かない。いつその事に、殺して仕舞か、又は焼処にでもして、顔も何もメツチャクチヤにしてしまつたら、夫で八上姫があきらめて、おらの方へ靡くまい物でもない、浅はかな了簡をだして、伯伎の国の手間の山といふに、猪に似た石が在るを、これ幸ひと計策を構へて、其石を真赤に焼て、夫で又大穴牟遲の神様にいふには、此の山に赤い猪があるから、夫れをこんどとらうと思ふ。夫でおらは山の峯から、其猪を追落すから、御主は独りふもとに居て、猪と見たなら生捕にしろ、若し取りにがすに於ては、其方が命を取るぞよ、ナント甚い事を云ふではござらぬか。夫で大穴牟遲の神様は、其猪を取そこなふと、一命を取られる事だから、一生懸命に成て、今やくとシヤに構へて待て居ると、山の絶頂より、猪が転び落て、下て来まするから、

ドッコイしめたりと抱き止ると、猪にはあらで、焼石でござりました。可愛さうに大穴牟遲の命様は、其焼石に焦付れて、御死なされました。扱々可愛さうな事を致しました。夫で御祖刺国若姫神様と申す御方が、其焼石に焦付れて、御死なされました事を、深く御歎きなさりまして、天津国へ御上りなされて、神皇産霊の神様に、其事を申上ると、蟹貝姫と蛤貝姫とを、御下し有て、此の姫等の持来る、蟹貝と蛤貝とを黒焼にして、夫を御母の乳でといて付ると、忽ちその焼処の、ヒツツリヒツパリが治つて活かへつて、本の如く美男に成つて、遊んであるいたと申すことである。ナント神様の御療治の仕方は奇妙不思議なことが有ます。私の方は、是とは違て居ますが、若い女子なれば、醜婦も随分美女になりまします。かやうな事は、神道に心がけて、精心をこらしますると、神様の御恵で、いろ／＼な御夢想を蒙て、人を助る人は、世間に沢山あります。扱私も当年六十四歳で、髪の毛も白くなり、齒もあらましかけて仕舞ました。が、惣身は壮健であります。近頃髪の毛も白くならず齒もかけない事を承知致しましたが、今に成てドウモ仕

様がござりませぬ。扱説教が脇道へ這入て、ひまとりました。皇極天皇様の思召の如く、古道に順考して、万事を取行ひ、神様の御ん恵を受けて、古への人の如く、命も長いやう、力もあるやう、奇妙な事も出来るやうにしたい物である。扱古道を順考すると申すと古の学がないと、些と難い事で有ますが、夫は古の事を語る人の話を聞ても、心さへ正しければ分る事で有ます。其心を正くするといふは、誠であります。其誠を尽すといふには万事かざりを捨て、正味の処へ取り付を申します。一寸一言申さうならば、当時髪は散髪が流行である。爰が飾のない古の風である。尤物を飾る事も、其筋に依て、無くてはならぬ事も有ます。夫は他の為にするこゝとで、吾身に依ては、凡飾は誠をするの害と相成ます。漢土の書にも、誠は天の道なりと在て、是が即天理で有ます。又是を誠にするは人の道なりと在まして、是が即人道で有ます。して見ると、此誠を明にする時は、神様の御恵みもあり、又人の愛敬もあつて、不自由のないやうに相成ます。夫に付て一つの話がある。昔し美濃国に一人の孝子が有て、毎日々々山へ行て薪を採て、

夫れを市へ売て、帰りには酒をかふて来て、親に吞せることを勤とした孝行人がありました。処がある時、薪が安くなつたかして、酒を買ほどの錢が、取れなくなつた事が有りました。夫で此孝子が、親に酒を吞せる事の出来なくなつた事を、甚く苦にして居ました。毎日々々薪を取ながらも、其事より外には何も思はず、一心不乱に薪を取て居ますると、奇哉、岩間より漏出る清水、粉々香々として酒の香を發し、したり落る故、立寄て吞試るに、正く酒なるに依て、是幸にと其清水を汲来て、親に孝養し、錢いらずにさけを吞たとある。誠は爰である。今の世の人は、飾が多くて誠が少ない故に、神様も御感心遊ばされず、人も感心しない故に、酒も地からは涌て出ず、人も錢がなくては、只是吞せぬ事となりました。誠さへあれば、錢が無とも人も吞せ、神様も如レス惠で下さるである。何んと誠は有がたい物ではござらぬか。扱此酒の御話は、まだく長うござりまするが、爰で一寸申す事が有ます。夫は越後の国に不思議の内に、土からともし油の涌て出る処が有ます。是は聊な事で、他国へ売出すなどの事がなかつた物でありまするが、御

一新以来、沢山に出てきまして、上州辺へも信州へも、是を売捌きます。夫で私が存しまするには、御一新以來は、人の心が古に立還て、飾が少く、誠が多く成た故かと存じます。して見ると、此の末、酒なども涌て出るかもしれないせぬ。扱この美濃国の孝子の事が、上聞に達して、時の天子様、その処へ行幸あらせられて、其孝子と、その泉とを御賞与あつて、靈龜三年を改めて、養老元年となされたである。養老とは、老を養ふといふ文字で、此時の天子様は、人皇四十四代元正天皇様と申した天子様で、諱は日本根子高瑞淨足姬命様と申す女帝である。扱此の天子様の詔曰、朕以今年九月一到美濃国不破行宮一留テ連ニ數日一因覽ニ當耆郡多度山ノ美泉一自盥ニ手面一ラ、皮膚如レ滑亦洗ニ痛処一ヲ無レ不ニ除愈一、在ニ朕之躬ニ其驗、又就テ而飲ニ浴一者、或白髮反レ黒或頰髮更生ヒ、或ハ鬮目如レ明ラ、自余痼疾咸皆平愈、昔聞後漢光武ノ時、醴泉出飲レ之者痼疾平愈ス、符瑞書曰醴泉者美泉可シ以養レ老、蓋水之精也、是ニ惟ニ美泉即合天瑞、朕雖レ痛虛、何違ニ天ノ貺一、可レ大ニ赦ス天下一、改テ靈龜三年一ヲ為ニ養老元年一、

云々とあるである。如レ斯孝子の誠より、美濃国に美泉が涌出て、飲ば酒と成り、其水を以て顔を洗へば、容顔美麗となり、盲目は眼が開、白髪は黒くなり、抜たる髪は再び生じ、其外何の疾に用ひても、其験が有た。夫を天子様が御試有て、かくの如く詔が有たである。一人の誠より、かかる靈水が出て衆人の助となるといふは実に神様の力でなければ叶はぬである。爰の処を篤と承知致して、御互に誠を尽しあふて天理人道に相叶ひ、かやうな奇瑞もあらはるゝやうにしたい物である。

十二、設テ神理一以テ奨レ俗ヲ、敷ニ英風一以テ弘レ国ヲ、重加智海浩瀚潭ク探リ上古ヲ、心鏡焯焯ト明ニ觀ニ先代一、於是天皇詔之朕聞ク諸家之所齎、帝紀及本辞、既ニ違ニ正実ニ多加フニ虚偽ヲ、当テ今之時ニ、不レ改ニ其失一未レ経ニ幾年ヲ、其旨欲レ滅ト斯乃邦家之経緯王化之鴻基ナリ焉、故惟レ撰ニ録ニ帝紀ヲ一、討ニ覈シ旧辞ヲ削リ偽ヲ定レ実ヲ、欲流ニト後業ニ

今説上たる文は、古事記序に見えたる、天武天皇四十代十様の思召をしるしたる文である。此文に付て、皇上を奉戴

し、朝旨を遵守せしむべき事といふ、一箇条を演説いたします。扱今説上たる文に、設神理とは、即天理の事で、天津神様の立られたる、御定の御法の事である。此理を以て、俗を奨て教をなした事で有ます。夫で英風を敷て以弘レ国とは申である。重加智海浩瀚として潭探ニ上古ヲとは、天武天皇様の御智恵が、海の如く広くて深く、其の智恵で、古の事を虚言か本とかと、チャンと正しぬいて、心鏡焯焯として觀ニタマフ先代一とは、其の御心が鏡の如くで、焯焯と申して、明らかに御先代のありさまを、御覽あそばされて、夫で天子様が詔を下して、朕レ聞ク諸家之所レ齎、帝紀及本辞、既ニ違ニ正実ニ、多ク加フニ虚偽一ヲ、と仰せられて、今まで諸家の家々に、筆記して置れた処の、天子様の御事を記し置れた事に、多く虚偽を加と有て、虚談が混雑である。是は何した訳じやと云ふに、古も今も欲心は同じ事で、我が家の事を光らかさうと思ふて、私は天子様と親類だ、私は天子様に何を貰た、私は天子様に何を教て上た杯と云て、天子様の御行状の事までを、暗ました事もないでござらぬ。夫を今の世に改めずに捨置た事ならば、



幾<sup>イクバツ</sup>の年を経ない内、モウ近頃の内に、誠が亡びて仕舞て、偽が世に伝<sup>ナカレ</sup>て、終に誠となるだらうと思召れて、古事記や、日本紀を、御撰なされやうと、思召されたのである。此の御書物が、邦家之経緯、王化之鴻基、と仰られて、国家を治めやうとするには、譬<sup>イッ</sup>ば機を織るには、経緯と申て、たて糸と、よこ糸がなければ、機が出来ぬと同じ事で、此の古事記、日本紀は、邦家を治るの経緯だと申す事である。王化之鴻基とは、天子様が諸人を化導致すにも、此の書物が鴻基と申て、大なる本じやと申す意である。故<sup>レ</sup>惟<sup>レ</sup>撰<sup>ニ</sup>録<sup>シ</sup>帝紀<sup>ヲ</sup>、討<sup>ニ</sup>覈<sup>シ</sup>旧辞<sup>ヲ</sup>、削<sup>リ</sup>偽<sup>ヲ</sup>、定<sup>メ</sup>実<sup>ヲ</sup>、欲<sup>レ</sup>流<sup>ニ</sup>後葉<sup>ニ</sup>、と仰られたのである。討<sup>ニ</sup>覈<sup>シ</sup>とは、深く実を尋ね求めて、考へ窮る事で有ます。後葉とは、後の世の事である。扱かやうに天武天皇様思召されて、偽を削り、実を御定め有て、古事記、日本紀といふ御書物が出来て、夫が邦家を治るの経緯、王化の鴻基じやと仰せられたことを、篤と考へて見ますると、偽を後世へ伝へるばかり悪い事は有ませぬ。だが大概な人が、自分の勝手のよいやうに、杓子定矩<sup>シヤウシチヨウキ</sup>を造て、夫を後世に伝へて、我が家の富貴を願ふ人が、沢山有ま

する。是は以ての外の事で有ます。偽りと申す物は、我を欺き、人を欺き、天を欺き、元<sup>モト</sup>より悪いと知りつ、致す事で有ますから、其化<sup>ガ</sup>の皮が、いつか一度はげすにあると云ふ、道理はないはづの事である。此道理を篤と承知致して、妄書妄印を造つて、人を欺くやうな事は、決して仕ないがよいである。天武天皇様の、古事記日本紀を御撰みに成た、其もとに付て見ると、偽は世を乱す種となりまることが、よく分つて居ますから、実と偽の分別を付るが肝要である。此の分別を付ないと、御上に御苦労がたえぬ。御上の裁判は、大概真偽の二つである。とかく偽を主張する人は、朝旨を遵守せず、皇上を奉戴する志がないからの事である。夫に付て考ると、近頃仰出された証券印紙を用る時は、妄書妄印の憂がないである。百が二百で、人の首が飛ぬといふ、有難い趣向である。扱真偽裁判の事に付て、人の戒になる話があるから、一寸致しませう。其話は砂<sup>スナ</sup>石集といふ書物にあるが本とて、夫を又本朝孝子伝にも書載せて有ます。夫を私が心覚えのまゝに申しませう。武州の何かいふ村に、中よく暮す二人が有て、一人は富貴一人は

貧乏人、夫で平生の附合が親まじく、至て厚い処が、互に年が寄て、二人ながら死で仕舞た。夫で又あとの子供たちが、先代の通り、又中がよくて交が親まじい。処がある時、貧乏人の悴が夢を見た。其夢がどうじやと云と、親が存命中、富貴な人の方に借財が有て、夫を返さずに死だ故、夫が苦になつて浮まれないから、どうぞ其借財を、かへして呉ると申すことゆゑ、大きに承知致しましたと、慥に答へたと思ふと、夢が覺ました。処が此の人もとより親孝行で有ますから、サア其夢が氣に成てなりませんから、夜が明るやいなや、彼の大甚殿へ往て、其由を申しますると、左様な事は父存命中にも話もなし、一切帳面にもなし、夫は多分妄夢とやらで、夢は証に立ぬ物で有ますから、左様な事は、御氣にかけなさるな、私の方には、更に形のない事でござると、不相撓を食たから、夫で彼の人も大きに困りました。ナント親父が是の内に借財が有から、払ひたいといふに、かしはないと云ふあいさつに、困る人は稀でござります。夫で抛ないから、どう有ても受取て下さらなければ、が親に對して、約だくしたことが立ませぬから、是非取て

くれると申すから、夫は信に困ります。死だ親父のもとへ聞には往れず。貴殿の方から御貰い申した処が、私の方から、亡父へ送りやうがござらぬ。どうぞ其儀は御免下されと申すに聞入らず、其争ひが決着致さずして、遂に官府へ訟た事があります。夫で官府に於ては、是までのかしかり出入と違つて、吟味の仕やうはなし、只双方の實心に感心して、役人も涙を流したと申すことである。夫で役人も實心を以て裁判をいたし、然らば亡父の借財金何程差出すべし。其金子を以て、二人の亡父の追善を致して、冥福を追ふべしと仰せられたと、申す事があります。ナント感心な事ではござらぬか。

### 三則百談卷之二終